

津山市子育て支援行動計画 (後期計画)

平成22年度～平成26年度

平成22年3月

津山市

津山市子育て支援行動計画（後期計画）

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 第1章 | 計画の概要 | |
| 1、 | 計画策定の経緯 | 1 |
| 2、 | 計画策定の趣旨 | 2 |
| 3、 | 計画の基本理念 | 2 |
| 4、 | 後期計画の基本的な視点 | 3 |
| 5、 | 計画の体系 | 5 |
| 第2章 | 津山市の現状 | |
| 1、 | 人口 | 7 |
| 2、 | 婚姻・離婚数・未婚率 | 9 |
| 3、 | 出生率・合計特殊出生率 | 10 |
| 第3章 | 津山市子育て支援行動計画（前期評価・後期計画） | |
| 1、 | 地域における子育て支援事業 | |
| | ア 地域における子育て支援サービス | |
| | （ア）乳児家庭全戸訪問事業 | 11 |
| | （イ）養育支援訪問事業 | 12 |
| | （ウ）通常保育 | 13 |
| | （エ）保育所延長保育・休日保育 | 14 |
| | （オ）障害児保育 | 16 |
| | （カ）幼稚園預かり保育事業 | 17 |
| | （キ）病児・病後児保育事業 | 18 |
| | （ク）ファミリー・サポート・センター | 19 |
| | （ケ）一時預かり事業 | 21 |
| | （コ）保育所体験特別事業 | 22 |
| | （サ）幼稚園未就園児交流事業 | 22 |
| | （シ）子育て支援センター事業 | 23 |
| | （ス）つどいの広場事業 | 24 |
| | （セ）児童館 | 26 |
| | （ソ）放課後子どもプラン | |
| | （1）放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） | 29 |
| | （2）放課後子ども教室事業 | 31 |

| | |
|-------------------------------|----|
| (タ) 児童相談・家庭児童相談室 | 33 |
| (チ) 鶴山塾 | 34 |
| (ツ) ポポロ津山 | 35 |
| (テ) 療育センター | 36 |
| (ト) 保育所の計画的整備 | 37 |
| <u>イ 子育て支援のネットワークづくり</u> | |
| (ア) 子育て支援サービス等のネットワークの形成 | 38 |
| (イ) 地域ぐるみの支援ネットワークの整備 | 38 |
| (ウ) 地域住民に対する子育てに関する意識啓発 | 40 |
| <u>ウ 子育て支援事業に関する情報の提供及び調整</u> | 41 |
| <u>地域の子育て支援に関する目標値</u> | 42 |

2、母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

| | |
|---------------------------|----|
| <u>ア 子どもや母親の健康の確保及び増進</u> | 43 |
| (ア) 乳幼児健康診査の充実 | 43 |
| (イ) 妊産婦への保健医療の充実 | 45 |
| (ウ) 育児不安を軽減する相談事業の推進 | 47 |
| (エ) 歯科検診の充実 | 50 |
| <u>イ 「食育」の推進</u> | 51 |
| <u>ウ 思春期保健対策の充実</u> | 54 |

3、子どもの成長に資する教育環境の整備

| | |
|-------------------------------------|----|
| <u>ア 次代の親の育成</u> | 56 |
| <u>イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備</u> | 58 |
| (ア) 確かな学力の向上 | 58 |
| (イ) 豊かな心の育成 | 60 |
| (ウ) 健やかな体の育成 | 63 |
| (エ) 信頼される学校づくり | 65 |
| (オ) 幼児教育の充実(小学校への円滑な連携) | 67 |
| (カ) 子どもの読書活動の推進 | 69 |
| <u>ウ 家庭や地域の教育力の向上</u> | 71 |
| (ア) 家庭教育への支援の充実 | 71 |
| (イ) 地域の教育力の向上 | 73 |
| <u>エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進</u> | 76 |

| | |
|---|-----|
| 4、子育てを支援する生活環境の整備 | |
| <u>ア 良質な住宅の確保</u> | 77 |
| <u>イ 安心して外出できる環境の整備</u> | 78 |
| <u>ウ 安全・安心まちづくりの推進等</u> | 80 |
| 5、職業生活と家庭生活との両立の推進 | |
| <u>ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し</u> | 82 |
| (ア) 誰もが働きやすい勤務形態の促進、休業制度の普及・促進 | 82 |
| (イ) 男性の子育て参加の促進 | 82 |
| <u>イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備</u> | 84 |
| 6、子どもの安全等の確保 | |
| <u>ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進</u> | 86 |
| <u>イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</u> | 88 |
| 7、要保護児童への対応等 | |
| <u>ア 児童虐待防止対策の充実</u> | 90 |
| <u>イ 個別的・具体的な問題に対応する協力支援体制</u> | 93 |
| <u>ウ 母子家庭等の自立支援の推進</u> | 95 |
| <u>エ 障害児施策の充実</u> | 97 |
| 第4章 計画の推進に向けて | 99 |
| 資料 | |
| 二一ズ調査結果 | 100 |
| 津山市子育て支援行動計画策定委員会設置要綱 | 118 |
| 津山市子育て支援行動計画策定委員名簿 | 119 |
| 津山市子育て支援行動計画案について(諮問書) | 120 |
| 津山市子育て支援行動計画案について(答申書) | 121 |
| 津山市次世代育成支援庁内推進会議設置要綱 | 122 |

第1章 計画の概要

1. 計画策定の経緯

平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、都道府県・市町村、従業員300人以上を雇用する事業主は行動計画を策定し、少子化対策を総合的・計画的に推進してきました。

しかし、平成17年には全国で初めて総人口が減少に転じ、出生数106万人、合計特殊出生率1.26と、ともに過去最低を記録するという、予想以上の少子化の進行が見られました。津山市でも合計特殊出生率1.57と、全国、岡山県平均1.37を上回っていたものの、平成10年の1.52（旧津山市の値）に続く低い値となりました。

結婚や出産は言うまでもなく個人の決定に委ねられるものですが、少子化は、高齢者数の増加の中で生産年齢人口の減少という人口構造の変化をもたらします。このことが将来の社会経済に大きな影響を及ぼすことから、国においても、少子化に歯止めをかけることがより喫緊の課題として、「子ども・子育て応援プラン（少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画 期間：平成16年度～21年度）」や「子どもと家族を応援する日本・重点戦略（平成19年12月決定）」等、新たな視点をもった少子化対策の推進が図られました。

重点戦略では、国民の結婚や出産・子育てに対する希望と現実には乖離があることから、その要因を取り除いて国民の希望が実現できる社会経済環境を整備することが、国にとって不可欠な課題であるとしており、中でも働き方の見直しによる仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現が必要とされています。

これまでの子育てと仕事の両立支援、地域社会での子育て支援だけでなく、「就労による経済的自立が可能な社会」、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」、「多様な働き方・生き方が選択できる社会」を目指すべきだとし、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づく平成29年度を終期とした数値目標を設定しています。

仕事と生活の調和は、個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組むことが基本です。しかし、国や都道府県、市町村もその取り組みを支援し、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に行なうことが必要とされています。

2 . 計画策定の趣旨

津山市でも「次世代育成支援対策推進法」に基づき「津山市子育て支援行動計画」（前期計画 計画期間：平成17年度～21年度）を平成17年3月に策定し、具体的な数値目標を立て、保育サービスや母子保健をはじめ、さまざまな子育て支援策を推進してきました。

前期計画期間が終了するにあたり、前期計画目標の進捗状況や推進状況についての評価を行います。また、前期計画策定時と現在では、社会情勢、人口構造についても変化があります。さらに、国の少子化対策の内容もより実情に合ったものになってきています。これらのことをふまえた上で、これからの5年間（平成22年度～26年度）の後期計画を策定します。

3 . 計画の基本理念

子どもは親にとってはもちろんのこと、社会にとってもかけがえのない存在です。子育てを家庭の中だけの責任にするのではなく、地域のみんなが子育てを見守り、支えていくことが大切です。

次の世代を担う子どもたちが、心豊かに健やかに育つためには、どの子どもにも隔てのない愛情と優しさが得られる環境が必要です。家庭、関係機関、地域社会が一体となって、子育ての喜びや大切さを実感できるような環境をつくります。

4．後期計画の基本的な視点

1．子どもの視点

津山市子育て支援行動計画では、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。

2．次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立した生活と男女が協力しあった家庭を営むことができるよう、長期的な視点に立った子どもの健全な育成のための取組みを進めます。

3．サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や市民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。津山市子育て支援行動計画の推進においては、このような多様なニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立ち、かつ総合的な取組みを進めます。

4．社会全体による支援の視点

子育ては、父母その他の保護者が第一義的責任を有するという基本的認識の下に、社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、地域社会を構成するさまざまな機関、団体との協働の下に取組みを進めます。

5．仕事と生活の調和実現の視点

健康で豊かな生活のために、就労による経済的な自立や多様な働き方・生き方が選択できることが必要です。子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立ち、男女の固定的な役割分担意識の改善など、多様な選択肢が可能となるよう取組みを進めます。

6．すべての子どもと家庭への支援の視点

教育、福祉、保健衛生など必要な施策によって、すべての子どもと家庭を支援するという視点で取組みを進めます。

7．地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域では、NPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、愛育委員、栄養委員、町内会、地域活動団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員と主任児童委員、ボランティア等、さまざまな人材や団体が活動しています。こういった地域の社会資源を十分活用し、取組みを進めます。

また、保育所、幼稚園の活用や児童館、図書館、公民館、学校施設等を始めとする各種公共施設の活用を図ります。

8．サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できるためには、サービス供給量を確保するとともに、サービスの質も重要です。このため、人材の資質の向上を図るために、情報公開やサービス評価の取組みを進めます。

9．地域特性の視点

津山市においても、市街地と農村部との相違を始め、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズや支援策も異なることがあります。津山市の人口構造や社会資源の状況、利用者のニーズなどの特性を踏まえた取組みを進めます。

5. 計画の体系

基本目標

基本施策

1. 地域における子育て支援事業

ア 地域における子育て支援事業

イ 子育て支援のネットワークづくり

ウ 子育て支援事業に関する情報の提供及び調整

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

ア 子どもや母親の健康の確保及び増進

イ 「食育」の推進

ウ 思春期保健対策の充実

3. 子どもの成長に資する教育環境の整備

ア 次代の親の育成

イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

ウ 家庭や地域の教育力の向上

エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

4. 子育てを支援する生活環境の整備

ア 良質な住宅の確保

イ 安心して外出できる環境の整備

ウ 安全・安心まちづくりの推進等

5.職業生活と家庭生活との両立の
推進

ア 仕事と生活の調和の実現のための
働き方の見直し

イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

6.子どもの安全等の確保

ア 子どもの交通安全を確保するための
活動の推進

イ 子どもを犯罪等の被害から守るための
活動の推進

7.要保護児童への対応等

ア 児童虐待防止対策の充実

イ 個別的・具体的な問題に対応する
協力支援体制

ウ 母子家庭等の自立支援の推進

エ 障害児施策の充実

第2章 津山市の現状

1. 人口

津山市の人口は、平成17年の国勢調査では110,569人、住民基本台帳では平成19年10月1日が109,571人、平成21年4月1日現在は108,898人と減少傾向にあります。

また、年齢3区分別人口で見ると平成21年4月1日現在で年少人口15,852人(14.6%)、生産年齢人口66,368人(60.9%)、老年人口26,678人(24.5%)という構成になっています。前期計画を策定した平成16年時点では年少人口16,891人(15.2%)、生産年齢人口69,116人(62.1%)、老年人口25,435人(22.9%)となっており、当時に比べても、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。今後も年少人口は減少することが推計され、このままいくと、特に0歳児の人口は、年におよそ3%減少するとみられます。

一方、世帯数については年々増加傾向を続けており、平成17年の国勢調査で40,171世帯であったものが、平成21年4月1日現在では43,615世帯となっています。それに伴い、1世帯あたりの人員は、平成17年には、2.75人であったものが平成21年4月1日現在では2.50人となっています。

津山市の人口の推移

単位:人

| | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成16年 |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 総人口 | 112,386 | 113,617 | 111,499 | 111,232 |
| 世帯数 | 35,458 | 37,831 | 38,987 | 42,096 |
| 1世帯当り | 3.17 | 3.00 | 2.86 | 2.64 |
| 年少人口 (0~14歳) | 21,516 (19.1%) | 19,685 (17.3%) | 17,713 (15.9%) | 16,891 (15.2%) |
| 生産年齢人口 (15~64歳) | 72,987 (64.9%) | 72,770 (64.0%) | 69,958 (62.7%) | 69,116 (62.1%) |
| 老年人口 (65歳以上) | 17,874 (15.9%) | 21,145 (18.6%) | 23,822 (21.4%) | 25,435 (22.9%) |

| | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年4月1日 |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 総人口 | 110,569 | 110,081 | 109,571 | 108,758 | 108,898 |
| 世帯数 | 40,171 | 42,413 | 42,767 | 42,950 | 43,615 |
| 1世帯当り | 2.75 | 2.60 | 2.56 | 2.53 | 2.50 |
| 年少人口 (0～14歳) | 16,618 (15.0%) | 16,373 (14.9%) | 16,183 (14.8%) | 15,960 (14.7%) | 15,852 (14.6%) |
| 生産年齢人口 (15～64歳) | 68,048 (61.5%) | 67,361 (61.2%) | 66,745 (60.9%) | 65,986 (60.7%) | 66,368 (60.9%) |
| 老年人口 (65歳以上) | 25,900 (23.4%) | 26,324 (23.9%) | 26,663 (24.3%) | 26,857 (24.7%) | 26,678 (24.5%) |

【資料】平成2年・平成7年・平成12年・平成17年：国勢調査

平成16年・平成18年・平成19年・平成20年・平成21年：住民基本台帳

(なお、平成16年までの数値については、合併市町村の総数)

年齢3区分別人口：人口を年齢により、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)に3区分した人口。

1世帯あたりの人員は減っており、核家族化の進行がうかがえますが、ニーズ調査の結果(P100～)から見ると、日頃子どもを預かってもらえる人がいるかどうかという設問で、祖父母等の親族に日常的に預かってもらえるという回答をされた方は、就学前の児童(0歳～5歳)をもつ家庭(以下「未就学家庭」という。)で26.6%、就学後の児童(6歳～8歳：小学1～3年生。以下「就学児家庭」という。)をもつ家庭で35.8%となっています。また、緊急時には祖父母等の親族に預かってもらえるという回答された方は、未就学家庭で62.2%、就学児家庭で54.6%となっています。9割近くの方は、子どもを預かってもらえる祖父母等の親族がおられる結果となっています。

2 . 婚姻・離婚数・未婚率

婚姻件数、離婚件数の推移をみると、ともに津山市では平成16年から平成17年の間に急激な減少がありましたが、その後はほぼ横ばいとなっています。

婚姻・離婚件数と婚姻・離婚率

| | 平成12年 | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 婚姻件数 | 674 | 693 | 645 | 620 | 649 |
| 婚姻率 | 6.0 | 6.2 | 5.8 | 5.6 | 5.9 |
| 離婚件数 | 263 | 266 | 270 | 263 | 284 |
| 離婚率 | 2.36 | 2.38 | 2.43 | 2.37 | 2.56 |

| | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 婚姻件数 | 550 | 555 | 598 | 517 |
| 婚姻率 | 5.0 | 5.0 | 5.5 | 4.8 |
| 離婚件数 | 255 | 229 | 255 | 242 |
| 離婚率 | 2.31 | 2.08 | 2.33 | 2.23 |

【資料】 衛生統計年報

次に岡山県全体の年齢別未婚率をみると、男性、女性ともに25歳～29歳の未婚率は、平成12年から平成17年にかけて上昇しており、前期計画当時から未婚率の上昇は続いています。

津山市においては平成12年から平成17年において、男性の25歳～29歳の未婚率はわずかに下がっていますが、女性では25歳～29歳、30歳～34歳ともに未婚率は上昇しています。岡山県平均よりは低いものの、特に女性で未婚率が上昇していることも少子化の原因の一つと言えます。

未婚率

| | | 25歳～29歳 | | 30歳～34歳 | |
|-----|-------|---------|------|---------|------|
| | | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 津山市 | 平成12年 | 59.5 | 42.4 | 35.4 | 19.4 |
| | 平成17年 | 58.7 | 46.3 | 39.2 | 24.2 |
| 岡山県 | 平成12年 | 63.6 | 50.0 | 37.7 | 23.4 |
| | 平成17年 | 66.9 | 55.2 | 42.6 | 29.5 |

【資料】 国勢調査

3 . 出生率・合計特殊出生率

津山市において、合計特殊出生率は年によって増減はありますが、これは、岡山県、全国の増減とも重なっており、全国的なものと言えます。その中でも津山市の合計特殊出生率は、岡山県、全国の値を大きく上回っており、県下においても真庭市、新見市に次ぐ値となっています。

出生率と合計特殊出生率

| | 平成12年 | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 出生率 | 9.9 | 10.6 | 10.4 | 9.7 | 10.2 |
| 合計特殊出生率 (津山市) | 1.61 | 1.72 | 1.69 | 1.58 | 1.69 |
| (岡山県) | 1.51 | 1.46 | 1.44 | 1.38 | 1.38 |
| (全国) | 1.36 | 1.33 | 1.32 | 1.29 | 1.29 |

| | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|
| 出生率 | 9.6 | 9.7 | 9.5 | 9.4 |
| 合計特殊出生率 (津山市) | 1.57 | 1.61 | 1.59 | 1.61 |
| (岡山県) | 1.37 | 1.40 | 1.41 | 1.43 |
| (全国) | 1.26 | 1.32 | 1.34 | 1.37 |

【資料】 衛生統計年報

第 3 章 津山市子育て支援行動計画

1. 地域における子育て支援事業

ア 地域における子育て支援サービスの充実

(ア) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児がいる家庭について、子育て支援に関する必要な情報提供や養育環境等の把握を行なうための訪問事業。

【後期計画】

子育ての孤立化を防ぐために、乳児がいるすべての家庭を訪問し、その自宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、家庭や地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。本事業は新生児訪問の実施及び、愛育委員による「おめでとう訪問」との連携を図り、推進します。

平成 21 年度より、社会福祉法における第 2 種社会福祉事業に位置づけられたため、より質の高いサービスの提供が可能となりました。

訪問実績件数

単位：件

| 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 新生児訪問 | 383 | 430 | 337 | 454 |
| おめでとう訪問 | 277 | 299 | 321 | 368 |

【後期計画目標】

原則として生後 4 か月を迎えるまでの乳児のいる家庭すべてを対象とし、訪問を実施 訪問目標：100%
(対象家庭の都合で生後 4 か月までに実施できない場合は、4 か月を越えての訪問もしくは乳児健診での面接、電話等の実施。対象家庭の同意が得られない場合にも電話等で状況確認)

健康増進課

(イ) 養育支援訪問事業

継続的な支援を必要とする子育て中の親に対して、家庭訪問や電話等において、養育に関する相談・指導・助言その他必要な支援を行うもの。

【後期計画】

乳幼児全戸訪問事業等により把握した、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・児童相談員等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行うことにより、当該家庭での適切な養育を確保します。

この事業も、平成 21 年度より、社会福祉法における第 2 種社会福祉事業に位置づけられたため、より質の高いサービスの提供が可能となりました。

| 訪問実績件数 | | 単位：件 | | |
|---------|----------|----------|----------|--|
| 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | |
| 対象者把握件数 | 19 | 22 | 54 | |
| 訪問件数 | 89 | 78 | 190 | |

【後期計画目標】

| | | | |
|----|------------|-----------|-----------------|
| 目標 | 対象者把握：100% | 訪問実施：100% | 健康増進課 こども企画課 |
|----|------------|-----------|-----------------|

(ウ) 通常保育

保育園・・・子どもの保護者が働いているなど、保育に欠ける子どもの健全な心身の発達を図ることを目的とする。

幼稚園・・・幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

【後期計画】

保育園では、4月1日時点で定員を超えた受入れを行なっていますが、それでもなお入園できない待機児童が、平成19年度から毎年10人程度生じています。その他にも、希望する保育園に入園できなかったり、兄弟姉妹で違う保育園に通っているという現状があります。

一方で、特に公立幼稚園において在園児数が減少し、定員に対する園児数の割合は、3割以下となっています。

保育園在園児数（4月1日現在）

単位：人

| 年度 | 公立 | | | 私立 | | |
|--------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| | 施設数 | 定員 | 園児数 | 施設数 | 定員 | 園児数 |
| 平成17年度 | 8園 | 610 | 542 | 23園 | 2,330 | 2,445 |
| 平成18年度 | 8園 | 610 | 556 | 23園 | 2,330 | 2,487 |
| 平成19年度 | 8園 | 610 | 565 | 23園 | 2,330 | 2,475 |
| 平成20年度 | 8園 | 610 | 566 | 23園 | 2,360 | 2,480 |
| 平成21年度 | 5園 | 550 | 566 | 23園 | 2,430 | 2,535 |

幼稚園在園児数（5月1日現在）

単位：人

| 年度 | 公立 | | | 私立 | | |
|--------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|
| | 施設数 | 定員 | 園児数 | 施設数 | 定員 | 園児数 |
| 平成17年度 | 14園 | 1,575 | 497 | 3園 | 600 | 457 |
| 平成18年度 | 14園 | 1,575 | 461 | 3園 | 600 | 447 |
| 平成19年度 | 14園 | 1,575 | 488 | 3園 | 600 | 455 |
| 平成20年度 | 14園 | 1,575 | 456 | 3園 | 600 | 448 |
| 平成21年度 | 14園 | 1,575 | 428 | 3園 | 625 | 434 |

待機児童の解消に向けては、保育園での定員枠の拡大を図っていくほか、公立幼稚園での預かり保育を実施するなどの対応を行い、待機児童ゼロを目指します。

平成21年4月1日施行の新幼稚園教育要領と保育所保育指針において、目指していく保育・教育の目標やねらいはほぼ同様となっていることから、今後、幼稚園と保育園がお互いの役割と特色を発揮しながら連携していきます。

(エ) 保育園延長保育・休日保育

延長保育・・・保護者の就労形態の多様化等に伴い、開所時間を超えた保育

休日保育・・・保護者の就労形態の多様化等に伴い、日曜日、国民の祝日等において保育に欠ける児童に対する保育

【前期計画目標】

延長保育事業：実施目標 29 か所、
うち 30 分延長 2 か所、1 時間延長 24 か所、2 時間延長 3 か所
休日保育事業：実施目標 6 か所
(平成 21 年度より、勝北地域の 4 保育園が 1 つに統合されたため、津山市内の保育園の数は 28 か所となっています。)

【評価】

延長保育については、公郷保育所を除き 27 か所で行っています。また、休日保育については、3 か所で行っています。

延長保育実施か所数

単位：か所

| 年度 | 保育園数 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|-------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実施か所数 | 31(23) | 30(23) | 30(23) | 30(23) | 30(23) | 27(23) |

か所数 () 内は私立。

また、平成 21 年度から統合により保育園数は 28 園 (私立保育園 23 園)。

休日保育実施か所数

単位：か所

| 年度 | 保育園数 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|-------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実施か所数 | 31(23) | 4(4) | 4(4) | 3(3) | 3(3) | 3(3) |

か所数 () 内は私立。

また、平成 21 年度から統合により保育園数は 28 園 (私立保育園 23 園)。

延長保育については、ほぼ市内全域で実施できるようになりました。休日保育については、実施目標は 6 か所ですが、3 か所での実施にとどまっています。

【後期計画】

保護者の勤務や通勤時間等の理由で、保育時間の延長が必要な場合、延長保育を実施していきます。

保育園開園時間 午前 7 時から午後 7 時

また、休日に保育園での保育を実施する必要がある保護者に対応するために、休日保育を実施していきます。

【後期計画目標】

| | |
|-------------------------|------|
| 市内全保育園での延長保育実施と、時間延長の検討 | こども課 |
| 休日保育事業の推進 実施目標：5 か所 | |

(オ) 障害児保育

保育園において市の一定の基準に基づき、保育士加配を行い、障害のある児童に対して行っている保育

【後期計画】

障害のある児童や情緒面・行動面に配慮を要する児童に対して、より細やかな対応ができるように各幼稚園、各保育園や関係団体で適切な研修を行なうなど、保育・教育内容の向上を図っていきます。

なお、障害のある児童の保育について、保育園には、市の一定の加配基準がありますが、幼稚園では不十分です。今後充実が求められます。

障害児保育実施か所数

単位：か所

| 年度 | 保育園数 | 平成 17 年 度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|-------|--------|--------------|----------|----------|----------|----------|
| 実施か所数 | 31(23) | 12 | 20 | 22 | 26 | 24 |

か所数()内は私立。

また、平成 21 年度から統合により保育園数は 28 園(私立保育園 23 園)。

【後期計画目標】

| | |
|-----------------------------------|---------------|
| 各幼稚園、各保育園や関係団体での障害児保育や療育に関する研修の実施 | こども課 学校教育課 |
|-----------------------------------|---------------|

(カ) 幼稚園預かり保育事業

幼稚園において、通常の保育時間を超えて園児を預かる制度

【後期計画】

私立幼稚園ではすでに実施されています。公立幼稚園では阿波幼稚園と加茂幼稚園で実施していますが、公立幼稚園全体の制度として確立されていない状況です。公立幼稚園での預かり保育のニーズが高まっており、また保育園の待機児童が出現している現在、共働き家庭を支援することを可能とするためにも預かり保育を制度化し、実施園を増やすように検討して行く必要があります。

【後期計画目標】

| | |
|---------------------|------|
| 公立幼稚園の預かり保育事業の検討・実施 | こども課 |
|---------------------|------|

（キ） 病児・病後児保育事業

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、医療機関等で病気の児童を一時的に保育するもの。

また、保育中に体調不良となった児童への緊急対応を保育園にて行うもの。

【前期計画目標】

| |
|---------------------------------|
| 乳幼児健康支援一時預かり事業の継続実施 : 実施目標 3 か所 |
|---------------------------------|

【評価】

診療所における実施 1 か所

病氣中または病氣の回復期にあるおおむね 10 歳未満の児童を対象に、保護者が労働やその他の理由により家庭における保育に支障がある場合、医療機関に併設した「ディケアルーム」において、看護師・保育士による保育を行い、保護者の就労等を支援してきました。平成 14 年度から 1 か所で実施しています。

実施目標は 3 か所ですが、現在は 1 か所の実施になっています。今後利用者数は年々増加が見込まれるため、さらなる充実を図る必要があります。

平成 19 年度からは保育園において看護師を配置し、保育中に体調不良になった園児への対応を行う事業を進めています。

【後期計画】

ニーズ調査からも、就学前のお子さんをもつ家庭の約 3 割の方が病児・病後児保育の利用を希望されています。仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てができる環境を整備していきます。

平成 21 年度実施か所数：1 か所（医療機関）

平成 21 年度実施か所数：11 か所（保育園）

【後期計画目標】

| | |
|--|------|
| 医療機関における病児・病後児保育事業の継続実施 実施目標：3 か所 | こども課 |
| 保育園における病児・病後児保育事業 (体調不良児に対応) 実施目標：15 か所 | |

(ク) ファミリー・サポート・センター

育児の応援をしてほしい人（依頼会員）と応援したい人（提供会員）がお互いに助けたり、助けられたりして育児の相互援助活動を行なう会員組織（有償ボランティア）

【前期計画目標】

センター事業の利用拡大のための広報・啓発
会員を対象とした講習会や交流会の開催
サブリーダー等の研修の充実

【評価】

ファミリー・サポート・センターは津山男女共同参画センター内に設置し、土・日曜日の開設や受付時間が午後7時まで（土曜日は午後6時まで）と利用しやすい運営時間となっています。センターの休日や時間外には各地区にサブ・リーダーを配置し、次世代を担う子どもたちやその親の支援を行なっています。

ファミリー・サポート・センター会員数・活動件数

単位：人・件

| 区分 | 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|-----------|----|----------|----------|----------|----------|
| 会員登録者数（人） | | 607 | 703 | 785 | 846 |
| 活動件数（件） | | 4,189 | 3,574 | 2,885 | 2,352 |

活動件数は下がってきていますが、放課後児童クラブの時間延長や増設、保育園の一時預かりや病児保育等、市の子育て支援に多様なサービスが増えたためかと思われます。年2回の広報紙特集記事掲載のほか新聞、テレビ、雑誌等メディアを利用し、制度の周知に努め、活動の様子を紹介し、常時会員募集を行なっています。

地域全体で子育てに役立つ情報を講習会「地域の子育ておうえん教室」として年2～3回提供しています。また、広く子育て中の親子が参加することで楽しみながら交流できる「クリスマス会」等を企画し、年1～2回開催することにより、会員相互の親睦や育児力の向上を図っています。

【後期計画】

子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助が行なえる人（提供会員）が地域の中で会員となり、子育ての相互援助活動がより活発に行なえるよう、依頼会員・提供会員の増を図ります。

【後期計画目標】

| | |
|--------------------------------------|--------|
| 広報、PRによる地域全体で子育て支援を行なう意識啓発 | こども企画課 |
| 公開講座、サブリーダー会の開催による、より一層の会員組織の充実や連携強化 | |

(ケ) 一時預かり事業

保育園を利用していない家庭において、保護者の疾病・災害や育児疲れ等により、一時的に家庭での保育が困難になった場合に保育園で一時的に預かる制度

【前期計画目標】

一時保育事業の推進：実施目標 15 か所
(平成 21 年度より、「一時預かり事業」に名称変更)

【評価】

平成 8 年度から開始している事業で、平成 21 年度は 16 か所で実施しています。

一時預かり実施か所数

単位：か所

| 年度 | 保育園数 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|-------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実施か所数 | 31(23) | 10(10) | 12(12) | 13(12) | 13(12) | 16(14) |

か所数()内は私立。

また、平成 21 年度から統合により保育園数は 28 園(私立保育園 23 園)。

実施目標は達成できましたが、一時預かりのニーズは年々増加しており、ニーズに対応した増設を図っていく必要があります。

【後期計画】

安心して子育てができる環境を整備するために実施か所の増設を図ります。

【後期計画目標】

一時預かり事業の推進 実施目標：20 か所 こども課

(コ) 保育所体験特別事業

普段、保育施設を利用していない親子や、適切な保育を必要としている親子などに保育園を開放して、定期的な保育園体験や入所児童との交流及び保育士からの助言を通じて、子育て家庭の支援を行うもの。

【後期計画】

未就園の児童の居場所づくりとして、保育園を利用していない親子に対し、園庭や施設を開放し、子ども同士・親同士の交流を促します（平成 21 年度実施か所数：7 か所）。

【後期計画目標】

| | | |
|--------------|------------|------|
| 保育所体験特別事業の推進 | 実施目標：10 か所 | こども課 |
|--------------|------------|------|

(サ) 幼稚園未就園児交流事業

幼稚園・保育園に通園していない親子を対象に、園庭や施設を開放し、在園児との交流や遊びを通して親子のふれあいや、子育てを支援。

【後期計画】

各幼稚園では地域に親しまれ、身近な遊び場として利用されるように、園庭や施設を開放しています。また、定期的に未就園児と在園児が交流できる催しをより多く開催していきます。

平成 21 年度：公立幼稚園 14 園全園にて実施

私立幼稚園 3 園全園にて実施

今後も未就園児交流事業の紹介リーフレット「きんちゃい あ・そ・ぼ」の作成等啓発にも努め、さらに充実させていきます。

【後期計画目標】

| | |
|--------------------------------------|------|
| 定期的な未就園児と在園児が交流できる催しの実施と、地域に開かれた園づくり | こども課 |
| 幼稚園開放事業を継続発展し、子育て支援や情報提供の実施 | |

(シ) 子育て支援センター事業

子育て全般に関する専門的な支援を行なう拠点。地域の子育て支援情報を収集、提供

【前期計画目標】

| |
|--------------------------|
| 子育て支援センター事業の推進：実施目標 5 か所 |
|--------------------------|

【評価】

保育園において、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育資源の情報提供を行いました。平成 21 年度は一宮保育所、勝北風の子こども園(平成 21 年度からの実施)、久米保育所、やよい保育園の 4 か所で実施しています。

テレフォンサービス・出前相談サービスによる相談活動 単位：件

| 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 一宮 | 261 | 161 | 121 |
| 久米 | 99 | 311 | 319 |
| やよい | 469 | 527 | 117 |

出前保育サービス

単位：回・人

| 年度 | 平成 18 年度 | | 平成 19 年度 | | 平成 20 年度 | |
|-----|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
| | 回数 | 参加者 | 回数 | 参加者 | 回数 | 参加者 |
| 一宮 | 111 | 3,665 | 121 | 3,800 | 119 | 3,718 |
| 久米 | 38 | 347 | 49 | 603 | 50 | 663 |
| やよい | 46 | 1,320 | 71 | 2,702 | 58 | 2,224 |

【後期計画】

今後も引き続き子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育資源の情報提供を行います。また、地域の拠点として、より広域的な取組みを実施し、相談指導においては保健師等とさらに連携を密にした対応を実施していきます。

【後期計画目標】

| | | |
|----------------|-----------|------|
| 子育て支援センター事業の推進 | 実施目標：5 か所 | こども課 |
|----------------|-----------|------|

(ス) つどいの広場事業

概ね 3 歳未満の児童と保護者が気軽につどい、うちとけた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図り、情報交換できる場

【前期計画目標】

つどいの広場事業の新規実施：実施目標 2 か所

【評価】

平成 19 年度 7 月より週に 1 回（木曜日 10：00～15：00）アルネ津山 3 階のエレベーター横スペースに親子ひろば「すくすく」を開設しました（運営は津山市社会福祉協議会に委託）。平成 20 年度は場所をアルネ津山 4 階のアートギャラリーに移したことで、スペースも広くなり、利用者も増えました。また、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の毎日開催し、そのうち月曜日を津山すこやか・こどもセンターでの開催にしたことで、保健師、栄養士、児童相談員等、専門的な相談がすぐに受けられる体制となりました。平成 19 年度の週 1 日開催から、20 年度の週 5 日開催になったことで、より一層、自由に利用しやすくなったこともあり、利用者数が増えました。その中でも、月曜日の津山すこやか・こどもセンターでの延べ利用者数は 1,314 組 2,788 人と特に多く、利用者からも好評でした。そのため、平成 21 年度は週 5 日すべて津山すこやか・こどもセンターでの開催とし、センター内の場所もより広いスペースに移しました。

つどいの広場利用状況

単位：人・組

| 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|------|----------|----------|
| 利用組数 | 675 | 4,338 |
| 利用人数 | 1,411 | 9,135 |

つどいの広場事業は一か所での開催ですが、勝北風の子こども園、久米保育所、一宮保育所、やよい保育園にそれぞれ併設されている子育て支援センターでも同様の事業が行なわれており、それぞれの地域における子育て支援の機関として役割分担をしていく必要があります。

併せて、概ね 3 歳未満の児童が対象のため、対象年齢外の親子が再び孤立、不安を感じることはないよう、対象年齢を超えた親子の仲間づくりの場（児童館、親子クラブ、地域での自主グループ等）との連携や情報交換を密にしていく必要があります。

また、概ね月に1回、子育てや子育て支援に関する講習を実施していますが、その内容や回数についてさらに充実させていく必要があります。

【後期計画】

平成21年度より津山すこやか・こどもセンター3階の多目的スペースにて、親子ひろば「すくすく」を開設しています。利用された保護者のアンケートからも「リフレッシュできた」、「気が楽になった」、「子育てをしていくうえで参考になることが多い」など、子育て中の保護者の不安が緩和されていることがうかがえます。スタッフが2名常駐していますが、スタッフが主導ではなく、子育て親子が自ら育っていくために、子育て親子同士の関係づくりをサポートしていきます。

【後期計画目標】

| | |
|--|--------|
| 初めての方でも気軽に輪に入れ、他の親子との関わりが広がるような、スタッフの声かけや対応の工夫 | こども企画課 |
| より要望の高い内容の、子育てや子育て支援に関する講習（子育て親子等向けに月1回程度開催）の実施 | |
| 研修等への参加によるスタッフの資質向上 | |
| より専門的な内容の相談に対応できる関係部署、関係機関との連携 | |
| 子育て支援センター、児童館、幼稚園、保育園、美作大学等と連携をもちながらの未就園児の居場所づくり | |

(セ) 児童館

児童の健全育成を目的とした児童福祉施設

【前期計画目標】

児童館の適正配置の検討

【評価】

津山市中央部には中央児童館、南地域に南児童館、北部には加茂児童館、さらに阿波児童館があります。児童館がない地域もありますが、新たに施設を増やすのではなく、未就園児を対象とした親子ひろばや子育て支援センター、就学児童を対象とした放課後子ども教室等と連携を持ちながら、子どもの遊びを保障し、地域の子育て支援の拠点としての役割分担をしていく必要があります。

中央児童館利用状況

単位：人

| 年度 区分 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 児 童 | 18,073 | 19,360 | 19,679 | 19,144 |
| 保 護 者 | 7,981 | 8,063 | 7,251 | 7,015 |
| 団 体 | 4,665 | 4,784 | 4,812 | 5,039 |
| 計 | 30,719 | 32,207 | 31,742 | 31,198 |
| 月平均利用者数 | 2,560 | 2,684 | 2,645 | 2,599 |
| 1 日平均利用者数 | 105 | 112 | 109 | 107 |

南児童館利用状況

単位：人

| 年度 区分 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 児 童 | 10,021 | 8,739 | 9,090 | 9,310 |
| 保 護 者 | 4,300 | 3,885 | 3,968 | 3,813 |
| 団 体 | 2,993 | 2,484 | 3,116 | 3,141 |
| 計 | 17,314 | 15,108 | 16,174 | 16,264 |
| 月平均利用者数 | 1,443 | 1,259 | 1,348 | 1,355 |
| 1 日平均利用者数 | 59 | 52 | 55 | 56 |

加茂児童館

単位：人

| 年度 区分 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 児 童 | 5,794 | 6,841 | 6,305 | 7,665 |
| 保 護 者 | 1,196 | 1,547 | 1,526 | 1,850 |
| 団 体 | 696 | 839 | 688 | 835 |
| 計 | 7,686 | 9,227 | 8,519 | 10,350 |
| 月平均利用者数 | 641 | 769 | 710 | 863 |
| 1 日平均利用者数 | 26 | 31 | 29 | 35 |

阿波児童館

単位：人

| 年度 区分 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 児 童 | 1,734 | 1,855 | 2,269 | 2,416 |
| 保 護 者 | 252 | 411 | 316 | 313 |
| 団 体 | 400 | 268 | 174 | 133 |
| 計 | 2,386 | 2,534 | 2,759 | 2,862 |
| 月平均利用者数 | 199 | 211 | 230 | 239 |
| 1 日平均利用者数 | 16 | 16 | 17 | 18 |

【後期計画】

一人ひとり生活条件が異なり、家庭や地域以外に接点を持たない未就園児に対し、子育て家庭の必要とする情報や、交流や学習への参加機会の提供に努めます。施設や人材等の社会資源を活用したり、子育ての経験を持った保護者と経験の少ない保護者との出会いを大切にしながら、ゆったりと受け入れ、支援の場への保護者の積極的な参加推進に努めます。

また、中学生・高校生の活動拠点となるような居場所づくりを検討します。

【後期計画目標】

| | |
|------------------------------|------|
| 親子クラブとの交流を図り、地域の子育てネットワークの拡大 | こども課 |
| 各種の子育てサービス等を気軽に利用できる場の計画的な提供 | |

| | |
|---|------|
| 愛育委員、保健師、栄養士等との連携 | こども課 |
| 中高生が子育て家庭に絵本を読んだり、折り紙を一緒にするなどの機会の提供による、中学生・高校生の居場所づくり | |
| 昔遊び等、普段ふれることの少ない遊びの提供による小・中学生の放課後の居場所づくり | |

(ソ) 放課後子どもプラン

地域社会の中で、放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するための総合的な計画。津山市では「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の2つの事業を連携して実施し、総合的な放課後対策を進めるもの。

(1) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童（概ね10歳未満）について、授業の終了後に学校の余裕教室等の施設を利用して適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業

【前期計画目標】

| |
|--|
| 放課後児童クラブ事業の推進：開設目標 27 か所 放課後児童クラブの開設環境の改善 |
|--|

【評価】

津山市地域について全小学校区に対応した放課後クラブの開設を進めるとともに合併町村地域については地域の要望などに基づき設置を進めました。事業の実施にあたり公共施設などの地域の社会資源の活用を図るとともに、運営に当たっては、地域の実情に応じた効率的・効果的な取組みを推進しました。

平成21年4月現在の設置クラブ数は29クラブであり、26小学校区において、学区に対応した児童クラブが開設されています。また、学区を問わない児童クラブも2クラブが開設されています。

また、入会希望者の増加により、70人をこえる大規模児童クラブについては、2クラブが分割するなど適正規模への移行を進めましたが、開設場所の確保等において課題があります。

放課後児童クラブ開設クラブ

単位：クラブ

| 年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 開設クラブ数 | 21 | 22 | 24 | 27 | 29 |

開設クラブの状況

| 小学校区 | クラブ名 | 開設場所 | 開設年月 |
|-------|-----------------|-------------|---------|
| 南 | こばと児童クラブ | 南小学校内 | 昭和42年9月 |
| 東 | ひまわり児童クラブ | 東小学校内 | 昭和46年7月 |
| 大崎 | 大崎児童クラブ | 大崎小学校内 | 平成6年4月 |
| 北 | 北小ひなづる児童クラブ1組 | 北小学校内 | 平成6年4月 |
| | 北小ひなづる児童クラブ2組 | | 平成20年4月 |
| 高野 | たかの児童クラブ | 高野保育園隣接 | 平成6年4月 |
| 林田 | 林田たんぽぽ児童クラブ | 町内公会堂 | 平成6年4月 |
| 弥生 | やよいなかよし児童クラブ | 弥生小学校内 | 平成6年4月 |
| 鶴山 | 鶴山小学校ひよこ児童クラブ | 民家借用 | 平成7年4月 |
| 向陽 | 向陽ひまわり児童クラブ | 向陽小学校内 | 平成8年5月 |
| 一宮 | 一宮小あおぞら児童クラブ | 一宮小学校内 | 平成9年4月 |
| 河辺 | 河辺小児童クラブ | 民家借用 | 平成9年4月 |
| 佐良山 | さらっこ児童クラブ | 佐良山公民館 | 平成9年4月 |
| 高田 | 高田小げんき児童クラブ | 高田小学校内 | 平成9年4月 |
| 西 | 西小のびのび児童クラブ | 西小学校内 | 平成9年4月 |
| 広野 | ひろの児童クラブ | 広野保育園内 | 平成12年4月 |
| 全学区対応 | 地域児童健全育成施設わらべ | 法人施設内 | 平成13年4月 |
| 新野・広戸 | 学童保育日本原荘 | 法人施設内 | 平成15年4月 |
| 成名 | 成名児童クラブ | 成名小学校内 | 平成15年4月 |
| 加茂 | かもっこ児童クラブ | 加茂小学校内 | 平成16年4月 |
| 勝加茂 | 勝加茂放課後児童クラブ | 勝加茂小学校内 | 平成16年7月 |
| 高倉 | 高倉わくわく児童クラブ | 高倉小学校内 | 平成17年4月 |
| 全学区対応 | 放課後児童健全育成センター津山 | 法人施設内 | 平成18年4月 |
| | 放課後児童健全育成センター津山 | | 平成20年4月 |
| 秀実 | 秀実っ子いきいき児童クラブ | 倭文ふれあい学習館内 | 平成19年4月 |
| 誠道 | 誠道児童クラブ | 久米ふれあい学習館内 | 平成19年4月 |
| 中正 | ちびっこ仙人クラブ | 大井東ふれあい学習館内 | 平成20年4月 |
| 喬松 | 岩屋城フレンドクラブ | 大井西ふれあい学習館内 | 平成21年4月 |
| 院庄 | さくらっ子児童クラブ | 町内会施設内 | 平成21年4月 |

【後期計画】

保護者・地域の要望に基づき放課後児童クラブが未設置の小学校区に対応した放課後クラブの開設を進めます。

事業の実施にあたっては、教育委員会等と連携し、小学校や幼稚園を始めとする地域の社会資源の活用を図るとともに、高齢者をはじめとする地域の人材の活用等、実情に応じた効率的・効果的な取組みを推進します。

放課後児童クラブは働く親の支援、就学期の児童の健全育成事業として今後ますます重要となってきます。国・県などに対して制度の充実について働きかけを行っていきます。

【後期計画目標】

| | |
|---|------|
| 未設置学区への放課後児童クラブの開設 | こども課 |
| 放課後児童クラブの開設環境の改善 ・適正規模（40人規模）クラブの開設を進める ・開設場所として小学校内余裕教室や公共施設の利用を図る | |

（２）放課後子ども教室事業

地域の方々の参画による、放課後や週末などの子どもたちの安全で安心な活動拠点

【後期計画】

すべての子どもを対象とした放課後等の子どもの居場所です。公民館や学校の余裕教室等を活用し、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊ぶ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動を行うことができる安全安心な居場所づくりを推進します。

また、地域の方々の協力と参画による、文化活動やスポーツ活動、ものづくり体験や読書活動など、地域の状況に合わせた活動を行います。

| 名 称 | 場 所 | 活 動 内 容 |
|---------------|-------------------------|--|
| 一宮公民館プレイランドの会 | 一宮公民館と天王公園 | 各種球技、集団で遊ぶ、物作り、勉強など |
| あいあい子ども基地 | 津山市コミュニティセンター 「あいあい」 | 室内遊び（ボードゲーム、パドミントンなど）、外遊び（水遊び、たき火、野球など）、工作、折り紙、ケナフの栽培・収穫・紙すきなど |

| | | |
|------------|---------------------------------------|--|
| さら山・カナリヤの会 | 佐良山公民館 | 紙芝居、本の読み聞かせ、伝統遊びなど |
| 高倉子ども教室 | 高倉公民館 | 囲碁の対局指導によるルールやマナーの習得、上級生による下級生の宿題支援 |
| 津勤総子ども教室 | 津山市勤労者総合福祉センター | 和太鼓伝統芸能の勉強や郷土芸能、鶴山太鼓の後継者育成、音楽を通じた伝統文化の交流と親睦 |
| 津山ジュニアプラス | スタジオ「ティ」(小田中) | プラスバンド |
| 津山図書館子ども教室 | 市立・加茂町・勝北・久米の4図書館 | 本・絵本の読み聞かせ、工作、劇・ビデオの上映 |
| まちなか・子ども基地 | まちなかサロン「再々」 | コマまわし、けん玉、織物、楽器作り、カブラ、ダンボール遊び、野菜作り、自然エネルギー体験など |
| 久米キッズクラブ | 久米公民館、久米総合文化運動公園、久米山ふれあいロッジ、とんぼの里公園など | 囲碁、お茶、スポーツ、体操、料理教室、自然体験隊など |
| 元気ッズひろば | 勝北公民館 | パソコン教室、手話ゲーム、銭太鼓教室、ネイチャーゲーム、大道芸、ネイチャークラフトなど |
| 城西わんぱくクラブ | 城西公民館 | カブラ、卓球、囲碁、将棋、オセロ、トンチャイム、輪投げ、トランプ、コマ回し、お手玉作り、あやとりなど |
| 田邑友遊館 | 田邑公民館 | 自由な遊び、卓球、パソコン、バドミントン、ボール遊びなど |
| 北小子ども教室 | 北小学校パソコン室 | パソコン・算数 |
| 林田子ども教室 | 林田小学校図書室 | 読書・学習・読み聞かせ・紙芝居・工作 |

平成 21 年度開設教室数：14 教室

【後期計画目標】

| | | |
|---------------|-----------|------|
| 放課後子ども教室事業の推進 | 開設目標：17か所 | こども課 |
|---------------|-----------|------|

(タ) 児童相談・家庭児童相談室

18歳未満の児童に関する相談。津山すこやか・こどもセンターと中央児童館に併設されている家庭児童相談室が窓口で、電話での相談も可能。

【後期計画】

家庭児童相談室は、中央児童館に併設されていることもあり、親子で児童館に来たついでに、気軽に話ができるようになっていきます。電話での相談も受けています。また、月に2日(半日ずつ)、南児童館にも出張相談に出かけています。

「津山すこやか・こどもセンター」においても同様に児童相談窓口を設けています。相談内容により、専門的な機関につないだり、保健師、教育委員会等関係機関と連携をとりながら、継続支援を行なっています。

しかし、周知不足等により、相談窓口の存在を知らなかったり、知っていても、来庁しての相談には抵抗がある場合も多いため、相談窓口や電話相談等のPRに努めます。

【後期計画目標】

| | |
|---|--------|
| 研修参加等により、相談員の資質向上を目指す | こども企画課 |
| 乳幼児健診、児童館、幼稚園、保育園等を通じ、児童相談窓口のPRをし、気軽に相談できる体制の確立 | |

(チ) 鶴山塾

家庭生活・学校生活・社会生活に関する悩みをもつ子どもや保護者に対して、相談員・専門家の相談を行なう。

【後期計画】

相談の内容によって、学校や関係機関と連携を図りながら、継続相談・通塾支援・訪問支援など、一人ひとりにあった支援を行います。公教育の補完や進路の情報提供、社会的自立を援助する役割を担っています。

また、学校に行きづらい子の居場所として様々な支援を行います。さらに中学校卒業後の相談も受け、必要な支援を行います。

【後期計画目標】

| | |
|--------------------------------|-------|
| 休日相談の活用等、利用者の相談しやすい体制の充実 | 健全育成課 |
| 学校教育課との連携、関係諸機関との連携会議・具体的支援の実施 | |
| 学校へ行きづらい児童生徒に対する通塾支援・訪問支援の充実 | |
| 中学校卒業後の高校との連携、相談・支援の充実 | |

(ツ) ポポロ津山

いじめや不登校などの悩みをもつ児童生徒及び保護者等に対して、学校教育と家庭教育の連携のもとに適切な相談、助言および指導を行うことにより、児童生徒の健全育成を図るとともに学校教育、家庭教育の支援を目的とした適応指導教室（平成7年7月開設）

津山市立東小学校の一角の余裕教室を利用しているため、窓の外には学校の雰囲気を感じることができ、自分も学校に来ているという気持ちをもてることが最大の特徴。

【後期計画】

東小学校の敷地内で、不登校児童への支援を行っています。活動を充実するために、体制整備を行うとともに、不登校児童が在籍している学校に積極的にポポロつやまの紹介をし、利用を勧めます。また、鶴山塾とも連携し不登校児童の支援をしていきます。

【後期計画目標】

| |
|--------------------------|
| ポポロつやまの体制を整備し、不登校児童支援の充実 |
|--------------------------|

| |
|-------|
| 学校教育課 |
|-------|

(テ) 療育センター

心身に障害やその疑いのある幼児に対し、基本的な生活動作の習得と集団生活への適応を目指して、適切な指導と訓練を行なう。また発達についての総合的な相談対応や障害のある子どもたちへの理解を深める啓発のための研修を行なう

【後期計画】

引き続き児童デイサービスを実施していきます。

また、電話相談を中心に、必要に応じて面接、発達検査の実施などを行い、市内の関係機関に出向き、巡回相談を行なうなど、療育相談を充実させます。

療育研修会を実施し、支援者、支援機関の理解を深め、当事者が生活しやすい環境を作り、保護者や家族を支援します。

幼児期から就学への支援、就学後、進学・就労に向けての一連の支援を行うための連携が必要です。そのために、地域における支援機関相互のネットワークづくりに努めます。

【後期計画目標】

| | | |
|-----------------|--------------------------------|-------|
| 児童デイサービスの実施：2単位 | | 健康増進課 |
| 療育相談の実施 | 電話等相談：300件/年 巡回相談：20～30機関/年 | |
| 療育研修会の実施 | 実施目標：年4回程度 | |

(ト) 保育園の計画的整備

【前期計画目標】

| |
|-------------------------------|
| 私立保育園の計画的整備の支援 公立保育所の計画的再編 |
|-------------------------------|

【評価】

多くの私立保育園が昭和40年代に建てられ、施設の老朽化が進んでいる中、保育園の施設整備に対して借入金の償還金補助や、施設の大規模修繕への補助を行ないました。

私立保育園整備支援

単位：園

| 年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 借入金償還金補助 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 大規模修繕補助 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 |

公立保育所については、勝北地域の4園を統合し、平成21年度「勝北風の子こども園」として開園しました。また、平成20年度に「津山市公立保育所将来計画」を策定し、それに基づき、施設整備や運営の民間委託を進めました。

【後期計画】

施設整備や大規模修繕は経費がかかるため、一度に多くの園に対して補助を行なうことは困難です。今後は個々の施設の状況を把握し、計画的に支援を行ないます。

また、公立保育所についても、「津山市公立保育所将来計画」に基づき、引き続き施設整備や運営の民間委託を進めていきます。

【後期計画目標】

| | |
|----------------|----------------|
| 私立保育園の計画的整備の支援 | こども課 こども企画課 |
| 公立保育所の計画的再編 | |

イ 子育て支援のネットワークづくり

(ア) 子育て支援サービス等のネットワークの形成

【後期計画】

自主的に親子クラブを運営できるように支援をしていくとともに、各クラブ同士の情報交換等の交流を図るなどして、地域における子育てのネットワークをさらに広げていきます。

また、子育て支援センターやつどいの広場、児童館、幼稚園や保育園の未就園児交流事業等、未就園児対象の子育て支援サービスを行っている団体や機関が定期的に集まり、情報の提供や共有、連携の強化を図り、地域における子育て支援の拠点としての機能をさらに充実していきます。

【後期計画目標】

| | |
|----------------------------|--------|
| 親子クラブ交流会の実施：年3回実施 | 健康増進課 |
| 未就園児対象支援サービス従事者同士の情報の共有・連携 | こども企画課 |

(イ) 地域ぐるみの支援ネットワークの整備

【後期計画】

地域社会における様々な人との交流は、児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があるといわれています。児童は地域のなかで育ちます。地域の連帯やつながりの希薄化が指摘されている今日、大事なことは、地域社会の担い手である大人が手をつなぐことです。

放課後や週末等に学校施設や公民館等を活用し、地域の方々の協力を得ながら、学習や様々な体験活動を通して地域住民との交流ができるなど、すべての子どもを対象とした安全安心な居場所づくりの推進に努めます。

また、公民館を拠点にして、まちづくりの事業とあわせながら、津山市愛育委員連合会・津山市栄養改善協議会や町内会による世代間交流を推進していきます。保育園、幼稚園、小学校、放課後児童クラブなどにおいても、地域の高齢者の参画を得て世代間交流の推進を図ります。

世代間交流だけでなく、異年齢の子ども同士が交流でき、地域に貢献できる組織でもある子ども会活動を充実していくために、子ども会連合会の活動

支援やジュニアリーダー、シニアリーダーの育成に取り組みます。

「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言のもと、民生委員・児童委員と主任児童委員、各種関係機関との連携により、子育てや家族関係を支え、児童虐待や家庭内暴力の発生防止と早期発見に取り組めます。さらに安全見守りパトロールなどを通じて、児童を犯罪の被害から守ります。また、岡山県が策定した『岡山県児童福祉問題ゼロ作戦』の具体的な取り組みとして、県下の単位民生児童委員協議会で「おかやまさいせいプラン」を策定し活動を実施します。

また、関係団体などの青少年の健全育成を目的とする団体地域活動を支援し地域ぐるみの健全育成の推進に努めます。具体的には、学校と家庭と地域社会の3者が一体となり、協力し、連携した取り組みを進めることが肝要です。児童がいきいきと安心して安全に生活できる地域社会の構築を目指して、地域ぐるみの支援ネットワークの整備に努めていきます。

【後期計画目標】

| | |
|---|----------------|
| 愛育委員・栄養委員と親子クラブとの交流支援・促進 ・健康福祉まつりの実施 ・親子クラブとの交流会の実施 | 健康増進課 |
| 津山市子ども会連合会ジュニアリーダー・シニアリーダーの育成 | 生涯学習課 |
| 「おかやまさいせいプラン」の策定と推進 13 地区民生委員児童委員協議会 | 生活福祉課 |
| 関係機関との連携 「津山で育って良かった津山っ子育成アピール」の趣旨に基づき、津山っ子を守り育てる市民の会、青少年育成センター、津山市PTA連合会など青少年健全育成団体との連携を図ります。 | 学校教育課 健全育成課 |
| 不審者への対応 年々増加している不審者からの犯罪被害を防止するため、津山警察署や少年サポートセンター、各地区の見守り隊との連携協力を密にして巡回指導などを行います。 | |

(ウ) 地域住民に対する子育てに関する意識啓発

【後期計画】

地域住民が子育てへの関心や理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、愛育委員、栄養委員、民生委員・児童委員、主任児童委員などの協力を得ながら、子育てに関する意識啓発を推進します。

そのためには、地域内における世代間の交流を推進し、地域住民との交流活動を活発にすることで、地域内の連帯感を醸成することが重要です。

また、各種の子育てサービスが利用者に十分周知されるよう、「子育てマップ」を作成し、出生や転入の際に配布します。また、ホームページ等を活用した情報提供に努めます。

【後期計画目標】

| | |
|---------------------------------|----------------|
| 愛育委員・栄養委員への子育て支援に関する意識啓発の推進 | 健康増進課 |
| 子育て情報の提供：子育てマップの充実 ホームページの充実 | こども企画課 こども課 |

ウ 子育て支援事業に関する情報の提供及び調整

【後期計画】

平成20年度より、子ども施策を一体的、総合的に行なうために、妊婦から子どもに関する業務が「津山すこやか・こどもセンター」に集約されました。これまで、妊婦から乳幼児の保健関係の部署と、療育の部署、子どもに関する諸手当や保育園の管轄の部署、幼稚園管轄の部署はそれぞれ異なっており、違う場所で業務を行なっていました。それが1つの建物内に集約され、より連携がとりやすくなりました。今後も各部署がさらに連携し、より一層利便性の向上を図ります。

また、同時に、子ども施策の総合調整を行なう部署として、こども企画課が設置されています。子育て支援事業に関する情報は、津山すこやか・こどもセンターで一元的に把握し、提供していきます。

津山市社会福祉協議会においても、子育て世帯の負担軽減と不用になった子ども用具のリサイクルのため、ベビーカー、チャイルドシート等の貸出を行っています。

【後期計画目標】

| | |
|--|------------|
| 子育て支援情報の集約・提供 ・児童館や幼稚園、保育園等で、誰でも参加できる行事の情報 ・子育て中の親子が受けられる支援、手当等の情報 | こども企画課 |
| 子ども施策の関係課内の連携・調整 | |
| 子育て器具の貸出 | 津山市社会福祉協議会 |

地域の子育て支援に関する目標値

| 事業 | | 年度 | 目標値 | | | |
|-------------------|------|---------|--------|---------|---------|--------|
| | | 現状値 | H21 | H22 | H26 | H29 |
| 通常保育事業 | 3歳未満 | 1,411人 | 1,362人 | 1,217人 | 1,079人 | |
| | 3歳以上 | 2,045人 | 2,038人 | 1,822人 | 1,413人 | |
| 通常保育事業 + 幼稚園預かり保育 | | 3歳以上 | 2,045人 | 2,038人 | 1,937人 | 1,518人 |
| 延長保育事業 | | 230人 | | 240人 | 250人 | |
| | | 27か所 | | 28か所 | 28か所 | |
| 休日保育事業 | | 14人 | | 35人 | 42人 | |
| | | 2か所 | | 5か所 | 6か所 | |
| 放課後児童健全育成事業 | | 1,012人 | 1,163人 | 1,230人 | 1,300人 | |
| 内1～3年(人) | | 853人 | 980人 | 1,033人 | 1,038人 | |
| | | 29か所 | 31か所 | 32か所 | 33か所 | |
| 病児・病後児保育事業 | | 508日 | | 1,500日 | 1,500日 | |
| (病後児対応型) | | 1か所 | | 3か所 | 3か所 | |
| 病児・病後児保育事業 | | 2,200日 | | 2,860日 | 3,190日 | |
| (体調不良児対応型) | | 11か所 | | 15か所 | 16か所 | |
| 一時預かり事業 | | 12,570日 | | 15,000日 | 16,440日 | |
| | | 16か所 | | 20か所 | 22か所 | |
| ファミリー・センター事業 | | 1か所 | | 1か所 | 1か所 | |
| 地域子育て支援センター事業 | | 4か所 | | 5か所 | 5か所 | |
| つどいの広場事業 | | 1か所 | | 1か所 | 1か所 | |

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

ア 子どもや母親の健康の確保及び増進

(ア) 乳幼児健康診査の充実

【前期計画目標】

| | |
|--------------------------------------|------------|
| 健康診査受診率の向上 | 目標：前年度より増加 |
| 健康診査に対する受診者の満足度の向上（乳幼児健診に満足している者の割合） | 目標：100% |
| 体制の検討 | |
| 要観察児の経過把握と未受診児の把握 | 目標：100% |
| 経過観察後の専門的機関への連携及びシステムづくり | |

【評価】

平成20年度乳幼児健康診査受診率は、乳児健診92.5%、1歳6か月児健診92.9%、3歳児健診89.8%で前期計画策定後、大きな変化はありません。

健診受診率については維持できていますが、向上にまでは至っていません。未受診児への受診勧奨や経過把握の強化により、継続して受診率及び未受診児の把握率の向上を目指します。

受診者の満足度の現状値については、アンケート等未実施のため、把握できていません。しかし、

*平成17年度から健診実施日の増加

*平成20年4月からの津山すこやか・こどもセンターの開設により、健診場所とこども課や療育センターが1か所集中になり、受診者にとっても情報収集や相談がしやすくなった

*津山すこやか・こどもセンターへの移転により健診室のスペースが広くなった

等の改善ができています。

今後は評価指標を検討し、健診内容に満足が得られるように、必要に応じ、改善をしていきます。

要観察児の経過把握率

| | 乳児健診 | 1歳6か月児健診 | 3歳児健診 |
|--------|------|----------|-------|
| 平成15年度 | | 29.3% | 50.7% |
| 平成20年度 | 100% | 94.5% | 95.0% |

未受診児の把握率

| | 乳児健診 | 1歳6か月児健診 | 3歳児健診 |
|--------|-------|----------|-------|
| 平成15年度 | 71.4% | 57.4% | 39.2% |
| 平成20年度 | 100% | 81.8% | 81.8% |

乳児健診の要観察児については、ベビーマッサージ事業を平成17年度に開始したことで、経過の把握や支援が充実し、目標の100%を達成しました。また、保健師の電話や訪問だけでなく、保育園や幼稚園との連携を密にとることができるようになりました。引き続き100%を目標に支援をしていきます。

発達についての要支援児については、健診や相談、経過観察児教室等の事業を療育センターとともに実施することで、さらに連携がとりやすくなり、児童デイサービス等にもスムーズに移行できるようになりました。健診から療育までの流れをシステム化することができています。

【後期計画目標】

| | |
|--|-------|
| 乳幼児健康診査の充実 受診率の維持 目標：90%以上 未受診児の把握 目標 乳児健診：100% 1歳6か月児健診後：100% 3歳児健診後：100% | 健康増進課 |
| 要観察児の継続支援の充実（健診後のフォロー率） 目標 乳児健診後：100% 1歳6か月健診後：100% 3歳児健診後：100% | |

(イ) 妊産婦への保健医療の充実

【前期計画目標】

| | |
|-----------------------|------------------------------|
| 母子健康手帳交付時啓発活動、相談の場の確保 | パンフレット、『子育て安心読本』の継続配布 |
| 妊婦学級の継続開催 | 年間5回シリーズ × 3コース |
| 妊娠出産についての満足度の向上 | (妊娠・出産について満足している者の割合)目標：100% |

【評価】

母子健康手帳交付時に保健師が面接を行い、母子保健サービスや妊娠中の健康について説明し、相談に応じています。また、全妊婦に子育て安心読本、その他食事や歯に関するパンフレット等を配布しています。

今後も母子健康手帳交付時に保健師が相談に応じることで、妊娠期からの健康を確保し安心して出産に臨めるよう支援を継続していきます。

母子健康手帳交付数

単位：冊

| 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 1,120 | 1,096 | 1,038 | 1,101 |

妊婦学級については、平成17年度から平成19年度までは5回シリーズで年間3コース実施していましたが、平成20年度からは事業の見直しをした結果、3回シリーズで年間4コースの実施となりました。

妊娠・出産対象者の満足度の現状値については、アンケート等未実施のため、把握できていません。

妊娠中の過ごし方や出産の流れや留意点、母乳栄養等に関することや子育て支援サービスについての情報提供、妊婦学級を通じた交流による仲間づくりにより、妊娠期からの継続的な支援を行うことができました。

妊娠・出産についての不安や心配を軽減するため、母子健康手帳交付時の面接や妊婦学級等の妊娠中からの支援を今後も継続していきます。

【後期計画目標】

| | |
|---|-------|
| 妊産婦への保健医療の充実 | 健康増進課 |
| 母子健康手帳交付時啓発活動、相談の場の確保 『子育て安心読本』等パンフレットを用いて妊娠・出産 に関する正しい知識の啓発に努めます | |
| 妊婦学級の継続開催・父親の育児参加促進と啓発の継続 (1コース3回シリーズで年4回実施) | |
| 妊娠・出産についての満足度の向上 母子健康手帳交付時の面接、妊婦学級等の妊娠期から のサービス利用をすすめます (妊娠・出産について満足している者の割合) 目標：100% | |

(ウ) 育児不安を軽減する相談事業の推進

【前期計画目標】

乳幼児健診、育児相談時での、相談・指導の場の確保
乳幼児健診での育児アンケートによる育児不安の実態把握と津山保健所等との連携によるサポート体制の確立
母子手帳交付時のアンケート実施により育児サポートについて把握する体制の確立
新生児訪問の実施及び、愛育委員会による「おめでとう訪問」との連携
妊婦学級、赤ちゃん広場の開催による父親の育児参加の促進、啓発
すくすく育児テレフォンによる電話相談の促進と、相談内容の分析による相談支援体制の確立
児童虐待の発生予防に向けた連携・支援体制の整備
目標：ゆったりとした気分で、子どもと過ごせる時間がある母親の割合の増加
子どもを虐待してしまうかもしれないと思う親の割合の減少

【評価】

幼児健診の会場では、臨床心理士による、子育て相談の場を設けていますが、相談件数は、年々増加しています。また、相談内容についてもしつけなどの育児に関することは減少し、言語や行動に関するものが増加しています。

また、庁内・各地域で定期的に育児相談を開催し、母親が相談しやすい場所の確保に努めることにより利用者数も増加しています。相談の場で支援が必要な親子に対しては引き続きフォローをしていく必要性があります。

乳幼児健診では、受診者全員に「育児のおたずね」という育児不安や負担感について育児アンケートを実施し、実態把握に努めています。アンケートの結果、支援が必要な親子には、市や美作保健所等の事業を紹介し、連携をとりながらサポートしていきます。

母子手帳交付時に子育てアンケートを実施し、喫煙、飲酒、育児に関してのサポート状況等を把握しています。アンケートの回答内容、その他面接の状況から養育支援の必要性の有無を判断し、出産後の訪問へ繋げています。ただ、養育支援が必要な妊婦に対して、産後のフォローはできていますが、妊娠中からのフォローは十分できていない状況です。フォロー体制

を引き続き検討する必要があります。

新生児訪問等件数

訪問実績件数

単位：件

| 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 新生児訪問 | 383 | 430 | 337 | 454 |
| おめでとう訪問 | 277 | 299 | 321 | 368 |

訪問をきっかけに、母親及び子どもへの支援に結びついています。ただ、おめでとう訪問と新生児訪問の両方ともできていない家庭があり、出生児全数には訪問できていない現状があります。また、おめでとう訪問後、育児支援や家庭支援に結びつけやすいように、研修や報告様式内容の検討が必要です。また、おめでとう訪問の周知に努めていますがまだ十分ではなく、申請していない人がいます。

妊婦学級では父親の参加日も設定し、子どものお風呂の入れ方や子育てについて支援しています。事業の見直しにより1コースの回数が減少しましたが、夫婦で参加できる回については参加者数が増加しています。また、父親が妊婦体験や実際にお風呂に入れる実習をすることで、妊娠中から父親の育児参加を促進し、母親への支援へつなげることができました。赤ちゃん広場については平成19年度まで実施しました。平成20年度からは、親子広場「すくすく」の紹介を新生児訪問や乳児健診等で行いました。

今後も、両親共に妊娠・出産・子育ての不安を軽減できるよう、妊婦学級の内容を工夫して継続していきます。

すくすく育児テレフォンの相談件数は横ばい状況となっています。内容は予防接種についての相談が一番多く、次に育児に関する相談となっています。

児童虐待の発生予防のため新生児訪問を実施し、産後うつスクリーニング等を実施し、その後の必要な支援に結びつけています。ただし、全数の出生に対応できていない状況です。目標に対する直接的な評価はできていませんが、発生予防に向けた連携・支援体制の整備に取り組んでいます。

【後期計画目標】

| | |
|---|-------|
| <p>育児不安を軽減する相談事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・母子健康手帳交付時に子育てアンケートを実施 支援が必要な妊婦については妊娠期からのサポート、出産後の早期訪問の実施・乳幼児健診での育児アンケート「育児のおたずね」を実施 支援が必要な親子には、関係機関と連携をとりながらサポート・乳幼児健診、育児相談等、相談・指導の場の継続開催・タイムリーな相談ができるよう療育までの体制を整備・育児相談専用の電話「すくすく育児テレフォン」等の電話相談の継続実施 継続的な支援が必要な場合は、支援体制を整えてフォロー | 健康増進課 |
|---|-------|

(工) 歯科検診の充実

【前期計画目標】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 歯科検診の受診率の向上とう歯予防の啓発強化・ う歯のない幼児の割合 目標：80%（3歳児）・ 間食として、甘味食品飲料を飲食する習慣のある幼児の割合をなくす（1歳6か月児） |
|--|

【評価】

1歳6か月児健診、3歳児健診ともに歯科検診の受診率は向上しています。また検診結果から、う歯のない幼児の割合は80%を超えており目標を達成しています。

う歯予防の啓発として、検診会場には、幼児がよく食べる代表的なおやつやジュースの糖分含有量と、1～2歳児の1日の食事献立模型を展示し、視覚的にもわかりやすく情報提供しています。

1歳6か月児の問診結果から、甘味食品飲料を飲食する習慣のある幼児については、年々減少してきている傾向です。

【後期計画目標】

| | |
|---|-------|
| <p>歯科検診の充実（継続）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 歯科検診の受診率の向上と、う歯予防の啓発強化 津山市歯科医師会と連携しながら、保育園・幼稚園等でのう歯予防のための歯科指導・ う歯のない幼児の割合 目標：85%（3歳児）・ 間食として、甘味食品飲料を飲食する習慣のある幼児の割合をなくす（1歳6か月児） | 健康増進課 |
|---|-------|

イ 「食育」の推進

【前期計画目標】

母性の健康の確保

- ・妊婦学級の中で食に関する学習の機会の導入

乳幼児期の「食育」の推進

- ・乳児健診や離乳食教室で離乳食指導や実習試食会を継続開催し、幼児健診での食習慣の見直しを図る

食に関する学習の機会の充実

- ・保育園・幼稚園・小中学校へ朝食を食べることの重要性を啓発
 - ・愛育委員・栄養委員と親子クラブの交流や親子料理教室などの開催
- 朝食を毎日食べる人の増加 小・中・高校生 目標：100%
おやつとの時間と量を決めている児の増加 目標：90%（幼児）

【評価】

妊婦学級、離乳食教室を継続開催し、乳幼児健診における食生活相談の実施及び食育の啓発を、また、ポリオ予防接種会場で離乳食相談を実施するなど、相談の場を充実させ、育児不安の軽減を図りました。

また、愛育委員・栄養委員と連携し、親子クラブとの交流の場や親子食育教室を開催しました。

3歳児健診で実施している食生活アンケートでは、朝食を毎日食べる人の割合は約90%と横ばいの状態でした。一方、生活リズムの乱れ、食事のバランスがとれていない等の問題点があることがわかりました。

平成19年12月に「津山市食育推進計画」を策定し、教育現場、関係機関・団体等と共通認識を持つことができました。今後、保育所や幼稚園と連携して、「食育指針つやま」の普及啓発や津山市食育推進キャラクター等を活用した健康教育を実施し、乳幼児期の食育推進を強化していきます。

小中学校では、食に関する指導の全体計画を作成し、食育に取り組みました。教育委員会では津山市学校給食会と連携し、親子料理教室などを開催しました。

学校給食においては、中学校給食を開始したことにより、すべての小中学校で給食が実施され、学校給食を生きた教材として活用して食育を推進する基盤が整いました。

また、毎年実施している食生活に関するアンケートでは、朝食を毎日食べる人の割合は、小学生87.4%、中学生80.4%と横ばい状態でした。

| | |
|---|------------------------|
| <p>食に関する学習の機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所や幼稚園、小中学校、関係団体、ボランティア団体等と連携した、食に関する学習の場の提供 ・ 食育に関するイベントを開催し、食について考える場の提供 | <p>健康増進課 学校給食課</p> |
| <p>保育園・幼稚園で給食等を中心とし、食生活への関心を高める</p> | <p>こども課</p> |

ウ 思春期保健対策の充実

【前期計画目標】

| | |
|--------------------------------|---------|
| 性や喫煙・飲酒に関する正しい知識の普及 | |
| 避妊法を正確に知っている 18 歳の割合 | 目標：100% |
| 性感染症を正確に知っている高校生の割合 | 目標：100% |
| 薬物乱用の有害性について正確に知っている小・中・高校生の割合 | 目標：100% |
| 十代の喫煙率・飲酒率 | 目標：0% |

【評価】

避妊法、性感染症、薬物等の知識の普及については、目標値を評価するための全市的な調査はできていません。しかし、各学校を中心に学習の機会を設け、資料による啓発を行っています。

平成19年度実施の「健康つやま21」のアンケート調査による実態は以下のとおりです。

喫煙したことがある人の割合：高校生男子 26.7%、高校生女子 25.5%

飲酒したことがある人の割合：平成20年度以降調査予定です

引き続き、喫煙率・飲酒率の減少を目標に啓発していく必要があります。

【後期計画】

思春期保健対策の強化と健康教育の推進を図るため、専門機関の協力のもと、高校生を対象とした性に関する正しい知識の普及や小・中・高校生を対象に薬物乱用、喫煙や飲酒に対する学習の機会を設けます。また、学校保健委員会、養護教諭、保健主事、学校栄養士と連携し、支援体制を確立します。地域においては研修会を開催し、愛育委員を中心として知識の啓発と理解をすすめる、青少年への声かけ活動の強化を図ります。

十代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する健全な意識を養い育てるとともに、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが必要です。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進めることが必要です

【後期計画目標】

| | |
|---|-------|
| <p>性や喫煙・飲酒に関する正しい知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避妊法を正確に知っている高校生の割合 目標：100% ・ 性感染症を正確に知っている高校生の割合 目標：100% ・ 薬物乱用の有害性について正確に知っている小・中・ 高校生の割合 目標：100% ・ 十代の喫煙率・飲酒率 目標：0% <p style="text-align: center;">【健康つやま21 後期計画目標値より】</p> | 健康増進課 |
| <p>全支部の愛育委員への性や喫煙・飲酒、薬物等に関する健康教育の実施</p> | |
| <p>愛育委員による青少年への声かけ活動</p> | |
| <p>関係機関と連携した児童生徒対象の薬物乱用防止教室等の開催</p> | 学校教育課 |
| <p>児童生徒のみならず保護者も対象とした、リーフレットの配布等による薬物乱用防止の啓発</p> | |
| <p>性に関する教育や健康教育の学校保健安全年間計画への位置づけや教科指導の中での指導の充実</p> | |

3. 子どもの成長に資する教育環境の整備

ア 次代の親の育成

【前期計画目標】

家庭や地域社会と連携し、学校の特色を生かした環境整備の推進
職場体験や社会体験で幼児とふれあう機会の拡大
学習情報の提供事業の推進
社会教育講座の充実・推進

【評価】

学校教育の分野では、家庭科の育児の分野の授業における保育実習の実施、総合的な時間での地域の人とのふれあいとしての保育園・幼稚園訪問など、乳幼児とふれあう機会を広げるよう取り組みました。また、保育園・幼稚園が中学2年生の職場体験の受入れ事業所になっています。

社会教育の分野では、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義に関する教育・啓発を進めました。また、青年等によるテレビ公開討論会の開催、近い将来親となる新成人に対して啓発パンフレットの配布、全世帯に向けて生涯学習情報紙「まなびい」の発行やホームページへ掲載することにより、学習情報の提供に努めています。

また、津山市社会福祉協議会では、「夏のボランティア体験」を毎年実施しており、中学生・高校生などが保育園で保育ボランティアを体験しており、今後も継続していきます。

【後期計画】

仕事中心の考え方から、家庭・地域などにおいて「仕事と家庭の調和のとれた生活」への転換がなされるよう、従来からの男女の固定的役割分担意識の解消に努めます。

出産や育児は男女がともに担うべき責任として、男性の子育て参加の促進を図り、男性が育児に参加することを否定的に見がちな意識の改善に向けて、各分野が連携しつつ、これから親になる世代を中心に教育・広報・啓発を行います。また、家庭を築き、子どもを生き育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めることが必要です。

中学生、高校生、大学生が乳幼児との接点をもつことで、命の尊さや自分を大事にすること、いろいろな人に支えられて大きくなったことへの気づきにつながります。また、乳幼児への接し方を知っているかどうかで、自分が親になり、子どもと接するときのとまどいは、大きく違うと思われます。子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育園、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組みをよりすすめていきます。

【後期計画目標】

| | |
|---|--------|
| 「男女共同参画社会の実現」「ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭生活の調和・男性の育児参加)」の広報・啓発 | 人権啓発課 |
| 職場体験や体験学習(家庭科の授業・総合的な学習の時間等)による幼児とふれあう機会の拡大 | 学校教育課 |
| 親子ひろば「すくすく」において、大学生、高校生、中学生のボランティアを受け入れ、乳幼児とふれあう機会の提供 | こども企画課 |

イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次世代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、次のような取組みにより、学校の教育環境等の整備を進めます。

(ア) 確かな学力の向上

【前期計画目標】

習熟度別などのTT・少人数指導を1学年2学級以上の対象校で実施
外部人材の活用をさらに進め、特色ある学校づくりを推進

【評価】

少人数指導が定着する中でその充実や習熟度別指導の実施など、授業改善に向けて、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を推進し、「わかる授業」「楽しい授業」にむけての授業改善に取り組んだ結果、教員の意識が変わり、授業が子どもの学びを大事にしたものになりつつあります。

また、教員の指導力向上も目指して、研究指定校等を中心に大学教授や指導主事など外部講師の招聘を進め、校内研究の充実が図られました。

一方で、全国学力・学習状況調査の結果を活用した授業改善や学校改善への支援や、新学習指導要領の趣旨を活かした教育課程編成への支援が必要となっています。

【後期計画】

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学習意欲、思考力、表現力、問題解決能力まで含めた確かな学力を身につけさせることが重要です。子どもや学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取組みを推進します。

また、全国学力・学習状況調査の結果から、児童生徒の学力、学力と学習状況の関係等を分析・検証し、課題がみられる学校の改善に向けた取組みへの支援を行います。

【後期計画目標】

| | |
|--|-------|
| 「わかる授業」「楽しい授業」を目指しての授業改善 | 学校教育課 |
| 思考力、表現力、説明力など今の子どもたちに求められている力を身につけさせるための授業研究を中心に据えた校内研究の充実への支援 | |
| 津山市学校教育研究センターの活性化による教職員の指導力向上 | |
| 習熟度別指導等きめ細かな指導の推進 | |
| 外部講師等の招聘の推進による学校の活性化 | |
| 現代的な教育課題に対応した教育の推進（情報教育・英語活動等） | |

(イ) 豊かな心の育成

【前期計画目標】

教師の指導力向上を目指した、道徳の指導方法や指導体制等の工夫改善のための研修会の実施
豊かな体験活動推進事業推進地区（1 中 5 小）の指定を受け、体験活動の充実
ポポロつやま、スクールフレンドの活用や校内指導体制の充実による不登校児童支援の実施
鶴山塾、スクールカウンセラーや心の教室相談員と連携した校内指導体制の充実による不登校生徒支援の実施
いじめ、問題行動の相談員を設置し、各中学校の支援と関係機関との連携を推進

【評価】

豊かな心をはぐくむため、平成21年度より、道徳の副読本を全学校に整備するとともに、道徳教育推進教師を各学校1名位置づけ、学校における道徳教育の要である道徳の時間の指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、充実を図ることができました。

また、地域と学校との連携・協力により、豊かな体験活動推進事業（平成16～19年度）、ふるさと学習推進事業（平成18年度～）、つやまっ子デビュー14 職場体験等、体験活動の充実を図ることができました。

不登校児童生徒の対応として、ポポロつやま・鶴山塾の活用やスクールカウンセラー・スクールサポーター等の相談員の配置により、校内指導体制を支援することができ、その結果、不登校児童生徒の数が減りました。

さらに、いじめ・問題行動・不登校等に対応するために、コーディネーター的役割としてサポートチーム相談員を配置し、学校・家庭・地域及び関係機関によるネットワークを構築して連携を図ることができました。また、ここ数年増加傾向にある発達障害とかかわるケースについても、平成20年度より、教育支援カンファレンス等、医療機関との連携もできはじめました。しかし、まだまだ関係機関とつなぐことができていない事例も多くあり、今後の課題です。

【後期計画目標】

豊かな心をはぐくむため、子どもの心に響く道徳教育・人権教育の充実に向けて指導方法や指導体制の工夫改善等をさらに進めます。人やもの、地域と関わる体験を通じた学びにより豊かな心を育てるため、ふるさと学習推進事業、職場体験学習、新津山洋学資料館を活用した体験活動を推進します。津山には先人が育んできた有形・無形の文化があります。子どもたちが、生まれ育った津山の誇れるさまざまな文化に、幼少期から触れることができる環境づくりに努めます。

また、生徒指導の取組みを充実させ、豊かな教育活動を展開していきます。生徒指導は本来、一人ひとりを大切にしたい取組みであり、児童の生き方を指導し育成する、人間育成全般に渡る広範囲な育成を目指すものです。児童の規範意識を高め、自立の精神や責任を重んずる態度、人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度などを養うための指導を行うことが必要です。

そのためには、各学校における生徒指導体制を確立するとともに、小中学校のきめ細かな連携を推進し、児童の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応による積極的な生徒指導に努めます。

また、いじめ、問題行動、不登校に対応するために専門的な相談体制の強化を図り、学校、家庭、地域及び関係機関のネットワークをさらに強化します。特に不登校生徒に対しては、鶴山塾・スクールカウンセラー・スクールサポーターなどと連携し校内支援体制を支援していきます。

【後期計画目標】

| | |
|---|-------|
| 生まれ育った津山の文化に、幼少期から触れることができる環境づくり | 文化振興課 |
| ふるさと学習推進事業、職場体験学習、新洋学資料館等地域の教育資産を活用した体験学習の実施 | 学校教育課 |
| 教師の指導力向上を目指した、道徳の指導方法や指導体制等の工夫改善のための研修会の実施 | |
| 不登校等対策プロジェクトを推進し、ポポロつやま・鶴山塾・スクールカウンセラー・スクールサポーターなどと連携した校内指導体制の充実による不登校生徒の支援の実施。 | |
| 生徒指導体制の確立・充実 | |
| 教育相談体制の確立・充実 | |

| | |
|--|-------|
| スクールカウンセラーやスクールサポーターなどの人材活用 | 学校教育課 |
| 地域・関係機関等との行動連携 (健全育成団体、児童相談所、青少年育成センターなど) | |
| 教職員全員で協力し指導していく組織的な体制作り | |
| 家庭や保護者との連絡連携の充実 | |

(ウ) 健やかな体の育成

【前期計画目標】

| |
|---|
| 体育活動を学校教育での重要な柱と位置づけ、体力向上を推進 外部指導者の活用を進め、地域との連携を図り、スポーツ環境の充実を推進 健康教育を学校教育の重要な柱と位置づけ、その充実を促進 |
|---|

【評価】

子どもの生活習慣の乱れや肥満の増加等が指摘されている現状を踏まえ、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び運動能力を育成するよう努めました。その結果、記録会への参加者の増加やスポーツテストの記録が伸びるなど評価できる面もありますが、引き続き、指導法の改善や教育課程編製の工夫を行うことが必要です。

学校教育においては、体育の授業内容や指導方法の工夫改善を行うとともに、水泳記録会、陸上記録会やスポーツテストの実施を通じ実態の把握と指導方法の研究を行っています。中学校の運動部活動で、外部指導者や地域人材を活用した指導に取組み、指導内容を改善や充実させるなど、学校におけるスポーツ環境、健やかな体づくりの充実を図りました。また、小学校体育の指導に、地域の専門家を招聘して指導を受けるなど、指導効果をあげるとともに、運動に対する興味関心を高めるよう努めました。今後も、学校のニーズに応じた指導者の活用を進め、指導の充実をいっそう図ることが必要です。

また、60・15キャンペーンをすすめて、基本的な生活習慣の確立を図るなど、子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身につけさせるための健康教育を推進しました。健康教育を学校教育の重要な柱の一つととらえ、食育とも関連させるなどより多面的に指導を進められるよう努めました。また、その重要性を保護者や地域社会と連携し児童生徒に確実に身につけさせるとともに、家庭でも学校での指導とあいまって効果をあげていけるよう啓発を進めます。

さらに、中学校給食を開始し、健やかな体を育成するため、すべての小中学校でバランスの取れた学校給食が提供できるようになりました。

【後期計画】

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び運動能力を育成するため、優れた指導者の育成

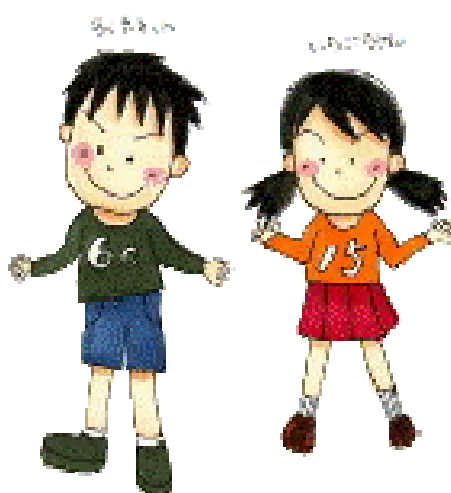
及び確保を図ります。

学校教育においては指導方法の工夫や改善等を進め、体育の授業を充実させるとともに、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動について、外部指導者の活用や地域との連携を推進し、指導内容の改善や充実をさせる等、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。

また、「津山市食育推進計画」および「津山市学校給食食育将来計画」に基づき、子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身につけさせるための健康教育を推進します。そして、60・15キャンペーンを推進し、基本的な生活習慣の確立を目指します。

【後期計画目標】

| | |
|-------------------------------|----------------|
| 運動部活動等への外部指導者の活用の促進 | 学校教育課 |
| 学校のニーズに合わせ、教科体育の指導への地域人材の活用 | |
| 子どもの体力向上指導者養成研修へ参加するなど、指導力の向上 | |
| 60・15キャンペーンの推進 | |
| 栄養教諭・学校栄養職員による、学校での食育指導の充実 | 学校教育課 学校給食課 |



(エ) 信頼される学校づくり

【前期計画目標】

| |
|---|
| 学校評議員制度の充実と外部評価をすべての小中学校で実施 各校の研修の成果を保護者に知らせ、理解を求めるとともに、一人ひとりの教員の指導力向上の推進 学校施設の整備を計画的に推進 各校の取組みを交流することによる安全管理の充実 |
|---|

【評価】

学校評議員制度の充実にむけ、学校評議員の委嘱を行い、保険料等の支払を行い、活動に関する保障を行いました。

また、各校の研修の成果については、保護者や地域の方に対して、終日参観日や学校公開などを積極的に行いました。さらに、外部講師等の招聘や研究内容の焦点化、積極的な授業公開等、構内研究の充実を図り、教員の指導力向上に努めました。

学校施設の整備については、保健室へのエアコンの設置、プール改修、耐震診断、耐震補強事業等、計画的に進めてきました。

【後期計画】

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じた学校選択制の普及等、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めることが必要です。

また、指導が不適切な教員に対する人事管理を公正かつ適正に行うとともに、教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価し、それを配置、処遇、研修等に適切に結び付けることも重要です。

さらに、子どもに安全で豊かな学習環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行っていくことが必要です。あわせて、学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備する必要があります。

【後期計画目標】

| | |
|---|-------|
| 開かれた学校づくりの推進 ・地域の教育資産の積極的な活用 ・学校支援ボランティアの積極的な活用 | 学校教育課 |
|---|-------|

| | |
|---|--------------|
| <p>学校の活性化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・学校評価の充実・学校から情報の積極的な発信・ホームページの充実 | <p>学校教育課</p> |
|---|--------------|

(オ) 幼児教育の充実（小学校への円滑な連携）

【前期計画目標】

幼稚園開放事業を継続発展し、子育て支援や情報提供の実施
幼稚園・保育園・小学校の連携体制の整備
幼児教育推進プログラムの策定

【評価】

幼稚園開放、子育て支援や情報提供を実施しました。また、幼稚園における教育が小学校における教育へ円滑に移行できるよう、幼稚園と小学校との連携を図る体制づくりを行いました。具体的には、幼稚園教諭の研修会へ小学校1年生の担任が講師として参加したり、幼稚園教諭と小学校教諭の合同の研修会を開催しました。

また、幼稚園と保育園の連携を図るために、公立の幼稚園と保育園の園長による研修会も開催しました。

公立幼稚園においては、指導力や保育の質の向上をめざして、研究指定園を定め、研究をすすめていきました。平成21年度からの新幼稚園教育要領の実施に伴って、その理解を図るための研修会等を開催しました。

平成19年度には、教育委員会にて津山市立幼稚園の現状と課題、果たしてきた役割をふまえたうえで、今後の津山市立幼稚園のあり方についての検討がなされました。平成20年度には、市立幼稚園だけでなく、公立・私立・幼稚園・保育園の関係者が初めて一堂に会し、「津山市幼児教育検討委員会」が開催されました。津山市における幼児教育の基本理念をはじめ、幼稚園・保育所の今後の役割とあり方や、幼稚園・保育所の連携、教育内容の統一など、これからの津山市の幼児教育のあり方についての検討・答申がなされました。

新幼稚園教育要領と新保育所保育指針がともに平成21年4月1日から施行されたこともあり、より良い幼児教育を目指して、公立の幼稚園や保育所のみならず、私立の幼稚園や保育園との連携の充実が求められます。

また、支援を要する幼児等を、小学校へより円滑に繋げるため、幼稚園・保育園・小学校のさらなる連携体制の整備が必要です。

【後期計画】

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園・保育園・認定子ども園を通じた幼児教育全体の質の向上に取り組むとともに、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育のなめらかな接続を図ります。

幼児教育の充実のため、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めていきます。

また、幼稚園における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、幼稚園と小学校との連携を図る体制を構築していきます。

【後期計画目標】

| | |
|---|---------------|
| 幼稚園開放事業を継続発展し、子育て支援や情報提供の実施 | こども課 学校教育課 |
| 幼児教育と小学校教育のなめらかな接続がなされるよう、研修の充実と幼稚園・保育園・小学校の連携体制の整備 | |

(カ) 読書活動の推進

【前期計画目標】

| |
|---------------------|
| 「津山市子ども読書活動推進計画」の推進 |
|---------------------|

【評価】

平成21年3月に「第2次津山市子ども読書活動推進計画～つやまっ子読書プラン～」を策定しました。第2次計画策定にあたって、第1次計画の課題を検討し、従来の読書活動をさらに広めていくために、学校・家庭・図書館をはじめ、地域社会全体による推進に取り組んでいくこととしました。ボランティアなど地域の人材を育成するとともに、各方面と協力・連携して進めています。

平成21年度は、第2次計画の初年度であるため、津山市独自の取り組みに加え、国から「子ども読書の街」の指定を受け、子どもの読書活動の大切さを啓発、読み聞かせボランティア等人材の育成、また「つやまっ子に贈る100冊の本」のリストを作成するなど積極的に取り組みました。今後は、第2次計画に沿って、さらに各方面と協力しながら進めていくことが必要です。

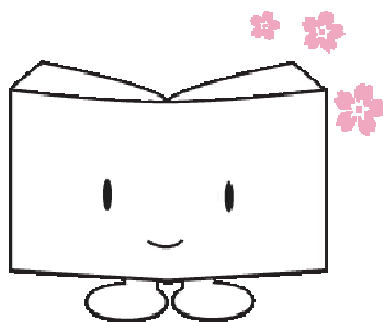
【後期計画】

子どもにとって読書活動は、豊かな心や知力など人生をより良く生きていく力を育んでくれます。平成21年度～25年度を実施期間とする「第2次津山市子ども読書活動推進計画～つやまっ子読書プラン」に沿って、子ども読書活動に関する取り組みを学校・家庭・図書館をはじめ、地域社会全体で推進していくために、ボランティアなど地域の人材を育成するとともに、各方面と協力・連携して進めていきます。

市立図書館では、児童図書の充実に努め、ボランティアと協働で本の紹介や読み聞かせなどを実施し、子どもたちの読書活動の推進に取り組めます。具体的には、ブックスタート事業（随時）・えほんのじかん（週1回）、小さな子どものえほんのじかん（週1回）、おたのしみ会（随時）、おはなし会（月1回）、大きい子のおはなしの時間（月1回）、自動車文庫の巡回（月10コース）などを行なっていきます。

【後期計画目標】

| | |
|--|--------------------------------|
| <p>「第2次津山市子ども読書活動推進計画」の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・「1日15分間読書」 読書習慣を身につけ、読書時間を増やすための家庭・学校等での取組 1週間の読書時間が1時間未満の子ども 10%未満 (平成20年度39%)・「津山みんなの課題図書」 地域全体で読書の楽しさを共有するため、津山市版の課題図書を設定し、読書のきっかけづくりを行う 読んだ本について家族と話をする子ども 75%以上 (平成20年度63%) <p>【第2次津山市子ども読書活動推進計画 ～つやまっ子読書プラン～ 目標値より】</p> | <p>生涯学習課 図書館 学校教育課</p> |
|--|--------------------------------|



ウ 家庭や地域の教育力の向上

(ア) 家庭教育への支援の充実

【前期計画評価】

毎年、各公立幼稚園を会場に「家族ふれあい教室」を開催、また平成 16 年度から 19 年度まで国の委託事業であった「家庭教育支援総合推進事業」を活用し、子育て講座、父親講座など親に対する家庭教育の学習機会の提供を行ってきました。平成 21 年度は家庭教育協議会を設立し、規範意識や道徳心の向上など各地域に応じた課題を克服するための事業を小学校区ごとに開催しました。

【後期計画】

都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘され、社会全体でも家庭教育支援の必要性が高まっています。教育の原点である家庭の教育力を高めるためには、家庭教育の自主性を尊重しつつ、身近な地域において、子育てに関する学習機会や情報の提供・相談などの家庭教育に関する総合的な取り組みを行うことが大切であることから、その成果を関係機関が広く共有し、それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえた、きめ細かな家庭教育支援を実施していきます。

そのために、学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる視点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指していきます。

さらに、早寝早起きや朝食を摂るなどの、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境を整えることが重要です。

また、子どもたちが豊かな人間性や社会性などを育むためには、人と人とがふれ合える豊かな時間をもつことが大切です。家庭でのテレビやゲームなどの時間を減らすことにより、家族と一緒に過ごす有意義な時間を創り出せるような取り組みを進めていきます。

【後期計画目標】

| | |
|---------------|-------|
| 家族ふれあい教室の開催 | 生涯学習課 |
| 家庭教育推進事業の取り組み | |

| | |
|---|---------------------------------|
| <p>基本的な生活習慣の定着を目指しての、「60・15（ロクマル・イチゴ）キャンペーン」の展開 「60分早寝、15分早起き・朝ごはんを食べよう」の取組み</p> | <p>学校教育課 こども課 健康増進課</p> |
| <p>家庭での有意義な時間を創り出す働きかけとしての「チャレンジ・ハッピーデー」の取組みの推進 テレビやゲームの時間を減らし家庭での時間の使い方を見直す取組み。「ノーテレビデー・ノーゲームデー」の津山版。毎月第4週を「つやまっ子 チャレンジ・ハッピーデー」ウィークと定めています。</p> | |
| <p>リーフレット「げんぼくんの家庭学習」を活用した家庭学習推進啓発の取組み 「学校と家庭が連携した家庭学習の充実」を目指し、家庭学習推進啓発を目的としたリーフレット。郷土の偉人である、箕作阮甫をキャラクター化した「げんぼくん」を学力向上のシンボルとして登場させています。PTAとも連携して、保護者へも協力を依頼しながら、毎日きちんと家庭学習ができるつやまっ子を育てていきます。</p> | <p>学校教育課</p> |



(イ)地域の教育力の向上

【前期計画目標】

| |
|-------------------|
| 地域子ども教室推進事業の推進 |
| P T A 研修の開催 |
| 子ども会活動の援助・連絡提携の推進 |
| 学校開放事業の推進 |

【評価】

地域子ども教室（平成19年度より「放課後子ども教室」として実施）は、子ども達が異年齢の集団の中で自由に遊び、地域の人たちとの関わりを通して、社会性や協調性を身につけ、自分の考えをしっかりと伝える力を育むことを目的としています。地域に子ども達の居場所（活動拠点）を整備し、様々な体験活動の場や交流の機会を設けました。また地域の人たちが安全管理員や指導者としてボランティア参加することで、地域との連携を図りました。

放課後子ども教室実施か所数

単位：か所

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 開設か所数 | 21 | 22 | 13 | 15 |

PTA 研修会やお弁当・朝食づくり講座の開催、地域の子どもの会活動の援助・連絡提携を実施しました。また、児童のいない世代に対して働きかけるため「大人の学校」等特色ある事業を開催したり、地域で学校を支えていく「学校支援地域本部事業」や「学校支援ボランティア制度」の充実に取り組みました。

家庭や地域での教育力向上は、近年の全国的な課題ですが、地域の実情にあったより効果的な講座・事業の取り組みや、子どもや学校に対する地域の関心を高める取り組みが求められます。児童の保護者・関係者のみならず、地域全体が子どもに関わっていく仕組みづくりを進めるため、今後も関係各課で引き続き連携していくことが必要です。

【後期計画】

子どもが自ら課題を見つけ、自ら学び主体的に判断・行動し、問題を解決する力、他人を思いやる心、感動する心等の豊かな人間性、健康や体力を備えたたくましい生きる力を身につけていくためには、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体ではぐくんでいくことが必要です。子どもたちが

異年齢の友だちと自由に遊んだり、地域の人たちと交流できる機会を設け、人づきあいについて学んだり、事前に社会のルールを身につけたり、自分の考えをしっかりと伝える力などを育むことが大切です。

このため、地域や関係機関等の協力によって、学校と地域とのパートナーシップの下に地域で学校を支える体制づくりの推進、森林等の豊かな自然環境等、地域の資源を活用した農漁業体験や自然体験などの多様な体験活動の機会の積極的な提供、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、総合型地域スポーツクラブの整備、スポーツ指導者の育成等子どもの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させ、活力ある地域づくりにもつなげることが必要です。

【後期計画目標】

| | |
|--|--------------|
| <p>規範意識の向上を目指した「津山っ子育成アピール」の活用 家庭や地域との協力による具体的な行動連携を、広く市民に呼びかけたアピール文。</p> | <p>学校教育課</p> |
| <p>学校支援ボランティア制度の充実・研修 (研修会 1 回・交流会 1 回) 学校を地域に開き、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの「生きる力」を育成するため、地域住民が安全支援・環境整備・教育支援の3分野において、学校を支援していくボランティア活動。登録制で、学校からの要請により活動を行なうもの。</p> | <p>生涯学習課</p> |
| <p>学校支援地域本部事業への取り組み 目標：28校 地域に作られた学校の応援団。学校が必要とする活動について地域の方々をボランティアとして派遣するなど学校支援ボランティア制度をより組織化した事業。支援の方針等の企画・立案を行う「地域教育協議会」、学校と地域を結ぶ役割の「地域コーディネーター」、実際に支援活動を行う「学校支援ボランティア」から構成される。</p> | <p>生涯学習課</p> |
| <p>大人の学校 成人を対象とした講座を学校で開催することによって、地域社会と学校との連携・協働をすすめるきっかけとするとともに、地域の教育力の向上を支えうる、学校や子どもに関心を持つ人材を育成する。</p> | <p>健全育成課</p> |
| <p>P T A 研修会の開催 子どもの食と農への関心を高めるため、農作業体験等の機会の提供</p> | <p>農業振興課</p> |

| | |
|---|-------|
| 学校等と連携を図り、強化や総合学習などの時間を利用した農作業体験や料理教室などの支援 | 農業振興課 |
| 環境学習の推進 子どもたちが自分でできる、身近な環境活動（生き物調査・町のエコチェック・リサイクル活動・ゴミ拾い等）を行い、活動の成果をまとめた活動報告や壁新聞を作成し、全国へ発信します。また、子どもたちの活動を応援している企業・団体と連携し、資料提供・学習プログラム・施設見学の実施。 | 環境生活課 |
| 子どもエコクラブメンバーの加入促進 子どもたちの興味や関心に基づいて、自然観察・調査やリサイクル活動など、家庭・学校・地域の中で身近にできる地球にやさしい活動への取組みを行なうもの。 | |
| 水の学校事業：年1回実施 市内河川において、水生生物及び水質調査を行うとともに、子どもたちが自由に川で遊ぶ機会を設けます。河川を自分達で調査し、楽しみながら水環境への関心と理解を高め、日常生活において自発的に水質汚濁を予防することを目的とします。 | |
| 森の学校事業：年2回実施 市有林（久米山）をフィールドに、野鳥・動植物の観察、きのこ植菌体験等を通して、地域の風土を認知するとともに、自然に触れあい、体験の中から森林環境保全の重要性を啓発します。 | |
| 総合型地域スポーツクラブの設立支援 1 箇所 | スポーツ課 |
| 地域げんき事業による地域スポーツ組織の育成 小学校単位でスポーツ少年団、PTA 体育指導委員、愛育委員などが中心となって地域住民が参加できる地域スポーツを行う。 | |
| スポーツ指導者資質向上のための研修会の開催 | |
| 親子を対象としたスポーツ教室の開催（小学生以上） | |
| PTA 活動に連携した体育指導委員の派遣指導 | |
| スケート場を活用した子どもの体験サポート | |
| 武道を切り口とした教室、体験の場の設置 | |
| 放課後子ども教室事業の推進（再掲） | こども課 |

エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【後期計画】

現代では、インターネットなどの情報手段の発達により、誰でも手軽に情報を得ることができるようになってきています。しかし、膨大な情報の中から真に正しい情報を見極め、利用することは、大人でも非常に困難となっています。そこで、各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報に巻き込まれないよう、教育機関等と協力し消費者教育・情報モラル教育を推進します。また、保護者や地域住民に対しても、広報等での啓発を通して、知識の向上に役立つ情報を提供します。

また、一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報、インターネット上のいじめについては、子どもに対する悪影響が氾濫している状況です。引き続き、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対し、性や暴力等に関する過激な情報について自主的措置を講じるよう協力依頼をしていきます。

あわせて、子どもの携帯電話やインターネットの利用の実態を把握し、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリング・ソフト又はサービスの普及促進等の啓発活動を推進します。

【後期計画目標】

| | |
|--|----------------|
| 市内、中・高全校での消費生活講座の実施 | 環境生活課 |
| 各地域での消費生活講座の実施 | |
| 広報を利用したの情報発信 | |
| 情報モラル教育の推進 ・児童生徒への指導の充実（学校全体での発達段階に応じた取組み） ・教職員の研修の機会の拡大と充実 ・保護者や地域住民への啓発活動 | 健全育成課 学校教育課 |

4. 子育てを支援する生活環境の整備

ア 良質な住宅の確保

【前期計画目標】

市営小原団地の建替え整備

【評価】

平成 14 年 3 月に策定した津山市住宅マスタープランに基づきファミリー向けや若者向けの公営住宅の整備を計画的に進めてきました。

旧久米町南方中に平成 17 年度と 19 年度にわたり、2LDK の市営住宅を合計 18 戸改築しましたが、これらの住宅は、水洗トイレ、風呂付であり次期公営住宅整備の基本となります。

少子高齢化や環境問題の深刻化などの社会変化と平成 17 年 2 月の合併による行政区域の拡大に対応するため、新たな住宅マスタープランが必要となり、平成 21 年 3 月に津山市住宅マスタープランを策定しました。

市営小原団地の建替え整備については、新たなマスタープラン策定の中で見直しを行い用途廃止となりました。

【後期計画】

平成 21 年 3 月に策定した津山市住宅マスタープランに基づき、子育て世帯にむけた良質な住宅の供給促進に努めます。

子育て世帯に向けたゆとりある住戸面積を備えた民間賃貸住宅の供給を促進します。

市営住宅においては、建替えや改修時に子育て世帯に対応した 3DK 以上の面積規模の大きい住戸の拡充を図ります。

【後期計画目標】

| | |
|-------------------------|-------|
| 子育てファミリー向け賃貸住宅融資の活用促進 | 建築住宅課 |
| 市営住宅における子育て世帯に対応した住戸の拡充 | |

イ 安心して外出できる環境の整備

【前期計画目標】

エリア内の死傷事故を2割以上抑制、内、歩行者及び自転車利用者に係る死傷事故を約3割以上抑制

民間施設のバリアフリー化の推進

「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、届出の対象となる特定都市関連施設 新築等について、整備項目の整備基準対象部分を100%基準に適合させるよう指導を行います。

公共施設のバリアフリー化の推進

「人にやさしいまちづくり条例」の主旨を十分考慮し、整備基準対象部分については100%基準に適合させ、バリアフリー等に配慮した設計を行います。

特定都市関連施設：不特定多数の人が利用する施設やそれに準ずる施設で、整備基準に適合させるよう努めなければならない施設を「都市施設」といい、「都市施設」のうち、一定の用途・規模により特に整備を促進しなければならない施設のこと。

【評価】

歩道については計画的に整備をしていますが、市街地を中心に総長357.1m 横幅2.5～3.0mの歩道を新設しました。また、総長122.5m 横幅2.5mの歩道の改良を実施しました。

歩道が改良、新設されたことにより、段差解消等がはかられ、歩行者の安全確保ができました。

【後期計画】

子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、「あんしん歩行エリア」に指定されている「市街地中央地区」、「城東地区」、「河辺・川崎地区」において、国、県、警察と協力し、歩道のバリアフリー化など、歩行者・自転車の交通安全対策に重点的に取り組みます。

また、公園施設の再整備にあたっては、すべての人が移動・利用し易いよう、バリアフリー化に努めます。

中心市街地における、道路、公園、交通施設、公共性の強い民間施設等について、行政と地域が連携しながら、バリアフリー化の状況の調査を行うとともに、事業効果やコストも踏まえた今後のバリアフリー化の方針検討、改善が必要な箇所の調整や管理を推進します。

【後期計画目標】

| | |
|--------------------------|-------|
| エリア内の死傷事故を2割以上抑制 | 都市計画課 |
| 市民や施設管理者のバリアフリーに対する意識の向上 | |
| 策定する計画に基づくバリアフリー化対策の実施 | |

ウ 安全・安心まちづくりの推進等

【前期計画目標】

通学路や公園などの見通しの確保による、死角の解消の促進
犯罪に強い街づくりの推進
ゴミの投棄や落書きの防止など街の美観を守る活動の促進
街の美観を守る活動の推進

【評価】

平成18年度から21年度にかけて防犯灯の設置に係る補助金を町内会へ交付した結果、夜間の暗がり箇所が減少しました。

| 新規設置灯数 | | 単位：灯 |
|--------|--------|--------|
| 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 92 | 113 | 138 |

平成20年度には市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「犯罪のない津山・まちづくり条例」を制定しました。

今後は「犯罪のない津山・まちづくり条例」をもとに、警察等関係行政機関や自主防犯組織等と連携・協力して取組みを推進する必要があります。

また、街づくり人づくりクリーン作戦として、健全育成促進の観点から地域住民と連携し、各地域で通学路を基本として見回りを行いながら、地域ごとに構築物等の落書き消しなどを実施してきました。

【後期計画】

子どもが、誘拐、わいせつ事件等の犯罪被害や、こうした犯罪の前兆となるような声かけ事案の被害に遭うことがないように「犯罪のない津山・まちづくり条例」をよりどころに、警察等関係行政機関、自主防犯組織等と連携・協力し、犯罪防止に配慮した環境整備等を推進します。

道路の建設では、工作物等による死角をつくらないよう地域住民や警察等関係行政機関と協議を行い、構造、配置等に配慮し、見通しの確保に努めます。

また公園では、安心して利用できるよう遊具等の安全点検を行うほか、遊んでいる子どもの様子が公園外から見通せるよう、不要に伸長した樹木の枝等の剪定を行います。

【後期計画目標】

| | |
|-------------------------|-------|
| 防犯に配慮した道路の建設 | 都市計画課 |
| 公園樹木の枝等の伸長による、定期的な剪定の実施 | 公園緑地課 |
| 自主防犯組織に対する活動物品支援の充実 | 危機管理課 |
| 防犯灯の設置に係る補助金交付事業の推進 | |

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

(ア) 誰もが働きやすい勤務形態の促進、休業制度の普及・促進

【前期計画目標】

労務管理講習会及び雇用労働ニュースによる企業労務担当者への啓発

【評価】

企業の労務担当者を対象とした労務管理講習会を年 1 回開催しました。また、雇用労働ニュース(平成 19 年度より広域行政ホットニュース:岡山県北の事業所 約 3,100 社対象)を、年 3 回送付しました。これらの機会に、企業労務担当者へ向けて、労働条件、改正男女雇用機会均等法、改正パートタイム労働法、健康保険制度、国の各種助成制度、次世代育成支援対策推進法、職場のメンタルヘルス等、誰もが働きやすい勤務形態の促進、休業制度の普及・促進、育児休業制度の完全実施、快適な職場環境づくり等に向けての関係法制度等の啓発・広報を行いました。

(イ) 男性の子育て参加の促進

【前期計画目標】

男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動等の実施

【評価】

家庭において男性の子育てに参加を促進するため、啓発講座として「赤ちゃんひろば」「ぼんぼこ学級(妊婦学級)」内で男女共同参画(育児へ男性参画)について説明を行ないました。

| | 平成 18 年度 | | 平成 19 年度 | | 平成 20 年度 | |
|---------|----------|------|----------|------|----------|------|
| | 回数 | 人・組 | 回数 | 人・組 | 回数 | 人・組 |
| 赤ちゃんひろば | 6 回 | 72 組 | 6 回 | 74 組 | | |
| ぼんぼこ学級 | 4 回 | 55 人 | 3 回 | 33 人 | 4 回 | 52 人 |

平成 19 年度は「ウイズカレッジ津山さん・さん塾」において講演会「僕が主婦をします」を開催し、58 人の参加がありました。また、出前講座「育児休業についてパネルディスカッション」(50 人参加) ひと・ふれあい講演会「息子 3 人、アナウンサー夫婦奮闘物語」(約 400 人参加) を開催し啓発を行ないました。

平成 20 年度は労務管理講習会において、津山圏域の事業主や労務担当者約 100 人を対象に「改正次世代育成支援対策推進法について」岡山労働局雇用均等室指導官を講師に勉強会を行ないました。

今後は育児休業制度等とあわせ、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和、働き方の見直し) について周知を図ります。

【後期計画】

性別にかかわらず、個人の資質能力が十分に発揮され、個人の選択に応じて納得のいく生き方を可能にする男女共同参画社会の実現は、多様性を価値としていくこれからの社会の中で中心に位置すべき重要な課題の一つです。

特に男性に対しては、仕事中心に固執した考え方から、家庭・地域などにおいて「仕事と家庭の調和のとれた生活」への転換がなされるよう、固定的役割分担意識の解消に努めていきます。

出産や育児は男女がともに担うべき責任として、男性の子育て参加の促進を図り、男性の育児参加への消極的な意識の改善に向けて企業等に働きかけます。個人の仕事時間と生活時間のバランスを尊重した働き方が実現できるよう、次世代育成支援対策推進法、各種助成金・奨励金制度等の関係法制度等を企業労務担当者に啓発、広報しながら、子育て参加の気運を高めるための施策を関係機関と連携し取組んでいきます。

【後期計画目標】

| | |
|---|--------|
| 企業や事業者に向けた「仕事と家庭の調和のとれた生活」への転換がなされるような講習の実施 | 人権啓発課 |
| 男性の子育て参加の促進について、意識の改善のための市民に向けての広報 | |
| 労務管理講習会及び、広域行政ホットニュース等による、企業労務担当者への啓発、広報の継続実施 | 産業支援課 |
| 会員でない一般の人でも参加できる講座等、子育てに有意義な情報発信の実施を通じたファミリー・サポート・センターの広報と会員増加への取組み | こども企画課 |

イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

【前期計画目標】

| |
|---|
| ファミリー・サポート・センター会員相互における子育て支援意識の共有化 ひとり親世帯に対する経済負担の軽減 |
|---|

【評価】

ファミリー・サポート・センターの充実を図るため、「広報つやま」に年2回特集記事でファミリー・サポート・センターの制度や活動のようすを紹介し、会員の募集を行ないました。広報紙掲載のほかにも新聞、テレビ、雑誌等メディアを利用し、ファミリー・サポート・センターについて周知を図っています。

あわせて、地域や近隣の間人関係の中で次世代を担う子どもを育てるという「まちづくり」の観点から、年間2～3回講習会や交流会を開催することにより、会員相互の親睦や育児のスキルアップをはかるとともに、有償ボランティア制度の範囲にとどまらず、会員相互に子育て支援意識の醸成と共有化を図っています。

ただ、ひとり親世帯に対する経済負担の軽減については、各種手当との関連や、所得の要件等の問題もあり、実施には至りませんでした。

【後期計画】

仕事と子育ての両立を支援するために、保育園での延長保育や休日保育、病児・病後児保育、公立幼稚園での預かり保育等、保育サービスの充実を行います（再掲）。

また、ファミリー・サポート・センターを通じて、多様な働き方に対応した子育てを地域の住民参加の方法により支援し、充実に努めます。

【後期計画目標】

| | |
|---|------|
| 保育サービスの充実（再掲） 市内全保育園での延長保育実施と時間延長の検討 休日保育事業の実施箇所：5ヶ所 病児・病後児保育実施：医療機関 3ヶ所 保育所 15ヶ所 公立幼稚園での預かり保育事業の検討と実施 | こども課 |
|---|------|

| | |
|---|---------------|
| <p>どの地域でも依頼会員と提供会員が地域の中で子育ての相互援助活動を活発に行えるための、ファミリー・サポート・センターの広報及び会員増加</p> | <p>こども企画課</p> |
|---|---------------|

6. 子どもの安全等の確保

ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【前期計画目標】

交通安全教育の推進
チャイルドシートの普及促進

【評価】

子どもを交通事故から守るために、交通安全教育の推進及びチャイルドシートの着用促進を課題に取り組んできました。

具体的には、市内の幼稚園、保育園、小学校すべてでの交通安全教室の開催を目指し、交通安全教室の周知を行い、およそ9割の開催率となりました。ただ、実際には指定された学年のみでの開催が多く、特に小学校においては6年間の間に1～2回しか指導を受ける機会がない児童もいるため、全学年での交通安全教室開催を推進する必要があります。

また、保護者や一般ドライバーへの啓発として、警察署と協力しての登園時におけるチャイルドシートの着用指導や、小学生の保護者である交通安全母の会会員に対しての交通安全研修会開催、街頭でのチラシ配布などを行いました。子どもを交通事故から守るためには、何より保護者の交通安全意識高揚が重要であるため、保護者に対する交通安全教育の一層の推進が課題となっています。

【後期計画】

子どもを交通事故から守るために、地域と学校、警察などの関係機関・団体が交通事故の減少に向けた取組みを強化するとともに、交通安全教育などを通じて、市民の交通安全意識の高揚を図ります。

交通指導員を中心として、交通安全対策協議会、交通安全協働員会などの交通安全団体や老人クラブ、地元町内会と協力し、参加・体験型の交通安全教育を推進します。家庭における交通安全意識の高揚を図るため、親と子どもの交通安全教育を促進します。さらに学校でも、安全な歩行はもちろんのこと、特に自転車の安全な乗り方について、引き続き指導を続けます。

また、警察などの関係機関と連携し、全席シートベルト着用義務やチャイルドシートの正しい着用方法、運転中の携帯電話使用禁止などについて広報を徹底します。

【後期計画目標】

| | |
|---------------|----------------|
| 交通安全教育の推進（継続） | 環境生活課 学校教育課 |
| 全席シートベルト着用の徹底 | 環境生活課 |

イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【前期計画目標】

地域住民の自主防犯活動の促進
防犯意識の高揚啓発
防犯機器の普及

【評価】

平成 17 年度から 21 年度にかけて、自主防犯活動団体に対して活動物品の交付等を行い、活動を支援しました。

平成 20 年度には自主防犯活動を紹介する写真パネル展や、県との連携で「安全・安心まちづくり研修会」を開催し、市民の防犯意識の高揚を図りました。また、津山市ホームページに防犯ページを設けました。

平成 21 年度には津山警察署と連携して、広報つやまを活用し防犯情報の提供を開始しました。

今後も自主防犯組織が継続して活動できるよう、支援を拡充する必要があります。また、警察署等関係行政機関と連携し、様々な媒体を用いた情報発信を行い、市民一人ひとりの防犯意識を高めていく必要があります。

【後期計画】

近年、子どもを被害者とする事件・犯罪等の発生件数が増加しています。これらの状況を踏まえ、各学校では、学校や地域の実態に応じ、子どもを犯罪等から守り、学校安全に関する取組みが行われています。しかしながら、相次ぐ不審者の出没など子どもの安全を脅かす事案が後を絶ちません。子どもの健全な育成が学校、家庭、地域社会との連携や協力なしではなし得ないのと同様、「安全・安心な学校づくり」にも地域ぐるみの取組みが必要不可欠です。具体的には津山市青少年育成指導委員、津山っ子を守り育てる市民の会、市内中・高等学校生徒指導連絡協議会など多くの関係機関が継続的に個別・合同による活動を展開し、これまで以上に家庭・学校・地域の連携強化を図り、街頭指導や相談活動、広報活動、環境浄化活動、見守り声かけ活動を引き続き推進していきます。

また、子ども等の安全を確保するため、子どもたちを含め市民一人ひとりの防犯意識を高め、また、自主防犯組織の活動が一層効果的に行われるよう警察、防犯協会等関係行政機関と連携を強化し、犯罪の発生情報や防犯対策情報を適時・的確に広報誌やホームページ等様々な媒体を用いて発信していきます。

【後期計画目標】

| | |
|----------------------------------|-------|
| 犯罪や防犯などに関する情報提供の充実 | 危機管理課 |
| 街頭指導活動の推進 | 健全育成課 |
| 悩みや子育て、いじめ、非行等についての相談活動の実施 | |
| 広報活動の推進 | |
| 環境浄化活動の推進 | |
| 環境地図の活用 | |
| 登下校時の見守り活動への支援 | |
| 津山っ子かけ込み 110 番の増設 | |
| 街づくり人づくりクリーン作戦の実施 | |
| 青少年喫煙・飲酒防止活動の推進 | |
| 青少年の夜間徘徊防止活動の推進 | |
| 地域における健全育成活動等への支援 | |
| 全通学路の安全点検 | |
| 学校安全に関する校内体制の整備 | |
| 子どもの防犯教室の推進 | |
| 学校の安全管理体制の強化（校門、施設整備、安全点検の日常化など） | |
| 教職員に対する研修 | |
| 防犯ブザーなどの防犯機器の使用の啓発と普及 | |
| 登下校時における見回り活動の推進 | |
| スクールガードリーダーの協力 | |
| 見守隊などの学校支援ボランティアの呼びかけ | |
| 情報モラル教育の推進と充実 | |
| 情報通信技術の一層の活用（ももくんメールなど） | |

7. 要保護児童への対応等

ア 児童虐待防止対策の充実

【前期計画目標】

市役所内部の関係部署の連携や児童相談所、津山保健所との連携の強化
 （平成21年4月より美作保健所に組織変更）
 地域の児童虐待防止のネットワークづくり
 児童相談窓口の整備

【評価】

児童福祉法と児童虐待の防止等に関する法律の改正により、児童相談業務を従来の児童相談所とともに市町村が担うこととなり、平成17年度から本市においても専任の児童相談員を配置し、相談窓口を設けました。ただ、まだまだ児童相談窓口の周知が不十分という課題があります。

また、児童相談所が困難事例への対応に重点化されたことにより、市町村にも児童相談所と同等の対応が求められています。津山市主体で対応する事例が増えてきており、関係機関との連携は取れつつありますが、専門職員の不在等、体制が整っていないのが現状です。

児童相談種類別状況

単位：件

| 区分 | | 平成18年度 | | 平成19年度 | | 平成20年度 | |
|-----|--------|--------|------|--------|------|--------|------|
| | | ケース | 延べ相談 | ケース | 延べ相談 | ケース | 延べ相談 |
| 養護 | 虐待 | 14 | 35 | 43 | 111 | 65 | 94 |
| | その他 | 1 | 9 | 16 | 51 | 6 | 24 |
| 保健 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 障害 | | 1 | 14 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 非行 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| 育成 | 性格 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 不登校 | 0 | 0 | 4 | 4 | 5 | 8 |
| | 適性 | 2 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 育児・しつけ | 1 | 7 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| その他 | | 0 | 0 | 2 | 2 | 11 | 18 |
| 計 | | 19 | 131 | 68 | 171 | 91 | 148 |

（こども企画課 児童相談窓口受付対応件数）

児童相談種類別状況

単位：件

| 区 分 | | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|-----------|------|----------|----------|----------|
| | | 延べ相談 | 延べ相談 | 延べ相談 |
| 性格・生活・習慣等 | | 154 | 113 | 143 |
| 知能・言語 | | 48 | 21 | 41 |
| 学校生活等 | 人間関係 | 90 | 64 | 65 |
| | 登校拒否 | 51 | 23 | 8 |
| | その他 | 84 | 63 | 76 |
| 非行 | | 0 | 1 | 3 |
| 家族関係 | 虐待 | 1 | 3 | 3 |
| | その他 | 32 | 59 | 58 |
| 環境福祉 | | 47 | 41 | 46 |
| 障害 | | 43 | 20 | 26 |
| その他 | | 165 | 142 | 141 |
| 合 計 | | 715 | 550 | 610 |

(家庭児童相談室 受付対応件数)

平成 19 年度には、児童の権利を守り、児童虐待等の未然防止と早期発見や適切な保護を図るために、関係機関が該当児童に関する情報や支援方針を共有し、連携して対応していくことを目的として『津山市要保護児童対策地域協議会』を設立しました。

【後期計画】

津山市においても児童虐待は年々増加している現状があります。特に、ネグレクト等が半数以上をしめています。児童虐待を受けることが子どもの自立や自己肯定感の獲得を妨げており、社会生活や学校生活に様々な影響を与えています。

児童虐待を防止し、すべての児童の健全な育成を図っていくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。児童委員と主任児童委員、愛育委員との連携により、より身近な地域で子育てや家族関係を支えるとともに、児童虐待や家庭内暴力の発生予防と早期発見に取り組みます。

また、『津山市要保護児童対策地域協議会』を活用し、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察などの関係機関の協力体制を構築し、相互に情報を共有することが必要です。なお、この津山市要保護児童対策地域協議会

では、被虐待児童だけでなく、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童：児童福祉法第6条の2第8項）要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童：児童福祉法第6条の2第5項）特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦：児童福祉法第6条の2第5項）についても対象としています。子どもたちが健やかに成長していくよう、関係機関と情報を共有化しながらよりよい支援につなげます。

【後期計画目標】

| | |
|--|-----------------|
| 児童相談窓口の周知 | こども企画課 |
| 市役所内部の関係部署の連携の強化 | こども企画課 |
| 関係機関を含めた情報の共有化 | 健康増進課 |
| ケース会議等の積極的な開催 | 学校教育課 |
| 地域の児童虐待防止のネットワークづくり | 健全育成課 生活福祉課 |
| 家庭児童近況連絡票による被虐待児童の実態把握と学校との連携 | こども企画課 学校教育課 |
| 乳児家庭全戸訪問事業の実施（再掲） 目標：100% | 健康増進課 |
| 養育支援訪問事業の実施（再掲） 乳児家庭全戸訪問事業等で養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、養育に関する指導、助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。 目標：対象者把握100% | 健康増進課 こども企画課 |

イ 個別的・具体的な問題に対応する協力支援体制

【後期計画】

社会環境の変化にともない、地域のつながりの希薄化だけではなく、家族のあり方も変化してきています。少子化、核家族化など子どもを取り巻く環境は急速に変化しており、生活に大きな影響を及ぼしているほか、子どもをめぐる問題は年々複雑化、多様化してきているのが実態です。

このような状況のなかで、健全な子どもを育成するために、個別的・具体的問題に対しては、関係機関による専門チームを編成しサポートしていく協力体制を整備していきます。

いじめや少年非行等の問題を抱える子どもについて、支援者たちのサポート会議を実施し、具体的な立ち直り支援を検討し実行します。また、引きこもり及び不登校児への対応について、関係機関と連携して対処していきます。

また、障害のある子どもを持つ子育て家庭が日常における様々な問題を解消し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、関係機関が支援することも必要です。津山市をはじめ、岡山県・保健所・医療機関・児童相談所・障害福祉サービス提供事業者・おかやま発達障害者支援センター・教育機関・公共職業安定所・岡山障害者職業センターなど、地域の保健・医療・福祉・教育・労働分野の専門機関が集結し、相談指導・情報提供などのきめ細やかな支援を行います。

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要です。

【後期計画目標】

| | |
|------------------------------|---|
| 関係諸機関の連携会議の継続的な開催と具体的支援の実施 | こども企画課 健康増進課 生活福祉課 障害福祉課 学校教育課 健全育成課 |
| 公平で迅速な対応を行うためのネットワーク強化 | 学校教育課 健全育成課 |
| 児童生徒や保護者のニーズに応じたアドバイザーの派遣 | 学校教育課 |
| 適応指導教室「鶴山塾」「ポポロつやま」の連携と機能の強化 | 学校教育課 健全育成課 |

| | |
|--|--------|
| 「津山市要保護児童対策地域協議会」の充実 | こども企画課 |
| 児童生徒の自立を支援 「自立支援事業」の充実 「サポートチーム事業」の充実 「相談員・支援員の配置」 「学校問題解決支援事業」の充実 | 学校教育課 |

ウ 母子家庭等の自立支援の推進

【前期計画目標】

母子自立支援員を中心とした、相談、支援体制の充実
母子協力員など地域の母子寡婦支援体制の充実

【評価】

母子自立支援員を配置し、母子寡婦家庭における生活相談等に応じるとともに、経済的自立を目指し就業支援に取り組みました。また、小学校区単位で委嘱している母子協力員など地域の協力者と連携し、社会的、経済的、教育的なさまざまな相談に対応するため、母子家庭に対し、恒常的な訪問、声かけを行うことで、地域に密着した母子寡婦支援体制の充実を図りました。

母子相談種類別状況

単位：件

| 区分 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 生活一般 | 139 | 675 | 848 | 939 | 1,109 |
| 児童 | 54 | 208 | 174 | 161 | 325 |
| 生活援護 | 363 | 727 | 798 | 671 | 649 |
| その他 | | | | | 114 |
| 計 | 556 | 1,610 | 1,820 | 1,771 | 2,197 |

(こども課 母子相談窓口受付対応件数)

【後期計画】

母子家庭等が増加している中で、児童の健全な育成を図るため、母子自立支援員を複数配置し相談体制の充実を図ります。

就労や児童の就学などで資金が必要となる母子家庭の母等に対し母子寡婦福祉資金(県資金)を貸付け、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ります。

様々な事情や課題を抱える母子家庭の母に対して効果的な就労支援を行うため、家庭の事情に応じた「自立支援プログラム」を策定し、きめ細やかな支援を行うとともに、就労経験の少ない母子家庭の母の就業を図るため、就業に結びつきやすい資格を取得する際の費用等の一部を公費負担し、技能や資格の取得を促進します。

父子家庭についても、子育てと就労の両立が難しく安定した就労や収入の確保が課題となる世帯については、ハローワーク等労働関係機関等と連携し、

これら機関において実施している施策も活用しながら就労支援を図ります。
 また、子育てに関する情報が不足しがちな父子家庭に対し、必要な情報の提供と相談機会の充実に努めます。

【後期計画目標】

| | |
|-----------------------------|------|
| 母子自立支援員を中心とした相談・支援体制の充実 | こども課 |
| 母子寡婦福祉資金の貸付 | |
| 母子家庭の母の状況やニーズに応じたきめ細やかな就労支援 | |
| 父子家庭に対する子育て情報の提供 | |

工 障害児施策の充実

【前期計画目標】

妊産婦健診の充実
3 か月、1 歳 6 か月児、3 歳児健診の充実
療育相談の充実
障害児通園事業の充実
療育検診の充実

【評価】

発達障害が疑われる幼児が年々増え、療育のニーズが増加する中で、他の療育機関とも連携を図りながら対応をしてきましたが、県北には、療育の社会資源が少なく、供給が追いついていない状況でした。また、今後もニーズが増加することは必至であるため、本市の児童デイサービス（「てけてけ」）の受入れ定員を増やし、療育事業を拡充するため、心理士、保育士等を増員しました。また、周辺町村からの利用児も多く、市内の待機児が増加したことから、平成 19 年度に検討し、市内在住者のみの利用に限定することとし、周辺町村からの新規受け入れを止めました。

平成 20 年度から、地域療育システム充実と利用者の利便性を図るため、場所を津山すこやか・こどもセンターに移し、健康増進課療育センターとしてスタートしました。これに伴って、課題であった臨床心理士等職員を増員し、児童デイサービスを 2 単位としました。そのことで、今までの待機児の解消はできましたが、新規利用希望者も増えていて、新たな待機児が生じています。また療育センターで、すべての心身障害児への支援はできていない現状もあります。

地域療育システムを作るうえで、関係機関との連携は不可欠なため、津山地域自立支援協議会の療育部会事務局を担当し、関係機関との連携強化を図っています。これに加え、就学に向けた支援、就学後の支援も大切であることから、教育委員会とも研修を共催するなど、連携強化と就学児についての情報共有を図っています。

地域で育ちあう観点から、療育が必要な児童に対しては、保育園・幼稚園・小・中学校などどこにいても療育的な関わりができる環境づくりが大切で、関係職員の資質向上などが必要です。保育・教育現場で課題を共有し、対応技術を向上する方法として、巡回相談に出向いていますが、全体のニーズにはまだ応えきれない現状もあります。義務教育を終えた後の進学、その先の就業へ向けての支援も視野に入れての対応が必要となっています。

障害のある児童に係るニーズは増加、多様化していることから、療育部門、あるいは教育部門への心理士等専門家の増員、配置が望まれます。

【後期計画】

幼稚園、保育園において、特別な支援を必要とする園児は年々増加しています。ともに幼稚園教諭、保育士を加配し支援にあたっていますが、保育所については一定の配置基準があるのに対し、公立幼稚園では明確な基準がないのが現状です。

また、特別支援学級に在籍する児童生徒や、通常学級に在籍している児童生徒の中でも、特別な支援を必要とする児童生徒が年々増加しています。こういった園児・児童生徒を支援していくために、教職員の専門性や資質の向上、特別支援教育を中心となって推進する保育士・教員の養成が不可欠です。

そのため、特別支援コーディネーター研修会などの研修を行います。さらに特別支援教育に関して核となる人材を意図的、計画的に養成することをねらいとして、特別支援教育リーダー養成講座を計画しています。年間4～5回の講座を開催し、10名程度の少人数で行う予定です。

また、地域の保健・医療・福祉・教育・労働分野の専門機関（津山市・岡山県・保健所・医療機関・児童相談所・障害福祉サービス提供事業者・おかやま発達障害者支援センター・教育機関・公共職業安定所・岡山障害者職業センターなど）が集結し、きめ細やかな相談指導・情報提供などの支援を行います。

【後期計画目標】

| | |
|---|-------|
| 特別支援教育リーダー養成講座の計画及び実施 | 学校教育課 |
| 保育園・幼稚園での障害児加配の充実と、保育士、教諭の資質の向上 | こども課 |
| 児童デイサービスの実施：2単位（再掲） | 健康増進課 |
| 療育相談の実施：電話等相談 300件/年 （再掲） 巡回相談 20～30期関/年 | |
| 療育研修会の実施：年4回程度実施（再掲） | |

第4章 計画の推進に向けて

この計画は、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つための環境づくりを、子育て家庭だけの責任にとどめることなく、地域社会全体で取り組んでいこうとするものです。

子育ての第一義的な責任は父母その他の保護者にあり、「子育ての基本は家庭」という認識を高めることはもちろんですが、市民一人ひとりが少子化や子育てについて関心を高めていくことも必要です。

行政はもとより、家庭、地域、学校、事業者等がそれぞれ適切な役割分担のもとに、密接な連携と協力を図りながら、本計画の効果的な推進を目指します。そのために、この行動計画の内容について、広報紙やホームページ等により情報提供・啓発に努めます

次世代育成支援対策は保育などの福祉対策にとどまらず、保健、教育、労働、都市環境整備など広範な分野の対策が必要です。津山市では平成21年度に「津山市次世代育成支援庁内推進会議」（以下「庁内推進会議」という。）を組織し、全庁的な体制の下に計画の効果的な推進を図っていきます。また「庁内推進会議」において、計画の進捗状況や実効性を点検・評価し、計画の着実な推進を目指します。

資料

アンケートの結果より

1. 調査実施の概要

調査方法等、回収結果は以下のとおりです。

【調査方法等】

| | | |
|------|---------------------------------------|-------|
| 調査地域 | 津山市全域 | |
| 調査対象 | 津山市内に住む、0歳～小学校3年生までの子どもがいる家庭の中から無作為抽出 | |
| 標本数 | 就学前児童（0歳～5歳）をもつ家庭 | |
| | （未就学家庭） | 2,022 |
| | 就学児童（小学1～3年生：6歳～8歳）をもつ家庭 | |
| | （就学児家庭） | 1,378 |
| 調査方法 | 郵送配布 - 郵送回収 | |
| 調査期間 | 平成20年9月2日～9月22日 | |

【回収結果】

| | 未就学家庭 | 就学児家庭 |
|------------------------------------|-------|-------|
| 配布数（A） | 2,022 | 1,378 |
| 有効回収数（B） | 843 | 551 |
| 有効回収率 （ $B \div A \times 100$ ） | 41.7% | 40.0% |

2. 未就学家庭・就学児家庭調査結果（共通設問）

お子さんとの同居・近居（概ね30分以内程度に行き来できる範囲）の状況についてお伺いします。

| | 未就学児 | 就学児 |
|---------|-------|-------|
| 1. 父同居 | 83.4% | 75.5% |
| 2. 母同居 | 87.5% | 86.6% |
| 3. 祖父同居 | 20.6% | 22.7% |
| 4. 祖母同居 | 25.4% | 30.3% |
| 5. 祖父近居 | 46.6% | 36.5% |
| 6. 祖母近居 | 50.2% | 42.6% |
| 7. その他 | 10.7% | 7.8% |

日頃、お子さんを預かってもらえる人はいますか。

| | 未就学児 | 就学児 |
|-----------------------------------|-------|-------|
| 1. 日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる | 26.6% | 35.8% |
| 2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる | 62.2% | 54.6% |
| 3. 日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる | 3.0% | 4.4% |
| 4. 緊急時もしくは用事の際には子どもを預けられる友人・知人がいる | 13.8% | 20.3% |
| 5. いずれもない | 14.5% | 11.4% |

お子さんの身の回りの世話などを主にしている方として、あてはまる答えの番号に1つだけをつけてください。

| | 未就学児 | 就学児 |
|----------|-------|-------|
| 1. 主に父親 | 0.2% | 0.7% |
| 2. 主に母親 | 94.1% | 92.0% |
| 3. 主に祖父母 | 2.8% | 3.4% |
| 4. その他 | 0.2% | 0.4% |

現在の就労状況を（自営業、家族従事者含む）お伺いします。

| (1) 父親 | 未就学児 | 就学児 |
|--------------------------------|-------|-------|
| 1. 就労している（フルタイム；育休・介護休業中は含まない） | 85.8% | 77.5% |
| 2. 就労している（フルタイム；育休・介護休業中） | 0.0% | 0.2% |
| 3. 就労している（パートタイム、アルバイト等） | 1.3% | 2.0% |

就労日数を増やすことやフルタイムへの転換希望がありますか

| | | |
|--------------------------|-------|-------|
| 1. 希望がある | 27.3% | 36.4% |
| 2. 希望はあるが予定はない | 9.1% | 18.2% |
| 3. 希望はない | 27.3% | 9.1% |
| 4. 以前は就労していたが、現在は就労していない | 0.9% | 0.9% |
| 5. これまでに就労したことがない | 0.2% | 0.0% |
| 6. その他 | 1.5% | 1.6% |

| (2) 母親 | 未就学児 | 就学児 |
|--------------------------------|-------|-------|
| 1. 就労している（フルタイム；育休・介護休業中は含まない） | 24.2% | 27.2% |
| 2. 就労している（フルタイム；育休・介護休業中） | 7.0% | 1.1% |
| 3. 就労している（パートタイム、アルバイト等） | 22.1% | 33.6% |

就労日数を増やすことやフルタイムへの転換希望がありますか

| | | |
|--------------------------|-------|-------|
| 1. 希望がある | 22.6% | 21.6% |
| 2. 希望はあるが予定はない | 32.8% | 29.2% |
| 3. 希望はない | 26.9% | 38.9% |
| 4. 以前は就労していたが、現在は就労していない | 38.9% | 22.0% |
| 5. これまでに就労したことがない | 3.0% | 5.1% |
| 6. その他 | 0.7% | 1.3% |

母親の就労希望はありますか。あてはまる答えの番号に1つだけ をつけてください。

| | 未就学児 | 就学児 |
|-----------------------------------|-------|-------|
| 1. 有（すぐにでも若しくは1年以内に希望がある） | 26.1% | 32.2% |
| 2. 有（1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい） | 64.9% | 47.7% |
| 3. 無 | 10.5% | 20.1% |

一番小さい子が何歳になったときに就労を希望されますか。

| | 未就学児 | 就学児 |
|------------|-------|-------|
| 1歳 になったとき | 3.9% | 1.5% |
| 2歳 になったとき | 6.1% | 1.5% |
| 3歳 になったとき | 19.7% | 4.3% |
| 4歳 になったとき | 10.0% | 7.1% |
| 5歳 になったとき | 11.4% | 2.9% |
| 6歳 になったとき | 11.4% | 9.9% |
| 7歳 になったとき | 17.9% | 11.3% |
| 8歳 になったとき | 1.7% | 4.3% |
| 9歳 になったとき | 2.2% | 4.3% |
| 10歳 になったとき | | 21.2% |
| 11歳 になったとき | | 2.9% |
| 12歳 になったとき | 0.9% | 14.1% |
| 13歳 になったとき | 3.5% | 11.3% |
| 14歳 になったとき | | 1.5% |
| 16歳 になったとき | 0.4% | |
| 18歳 になったとき | 0.4% | |

就労希望の形態はどのようなものですか。

| | 未就学児 | 就学児 |
|-----------------------|-------|-------|
| 1. フルタイムによる就労 | 12.5% | 10.9% |
| 2. パートタイム、アルバイト等による就労 | 79.8% | 88.2% |

就労希望がありながら、現在働いていない理由は何ですか。

| | 未就学児 | 就学児 |
|--------------------------------------|-------|-------|
| 1. 保育サービス（*）が利用できれば就労したい | 14.3% | 2.5% |
| 2. 働きながら子育てできる適当な仕事がない | 29.3% | 43.7% |
| 3. 自分の知識、能力にあう仕事がない | 1.9% | 5.0% |
| 4. 家族の考え方（親族の理解が得られない）等就労する環境が整っていない | 8.4% | 16.0% |
| 5. その他 | 38.3% | 25.2% |

この1年間で、私用（買物、習い事、スポーツ、会合、美容院など）やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や子どもの親の病気、あるいは就労のため、お子さんを家族以外の誰かに一時的に預けたことはありましたか。

| | 未就学児 | 就学児 |
|----------------------|-------|-------|
| 1. ある | 28.9% | 28.3% |
| 合計 | 16.1日 | 17.5日 |
| 私用（買物、習い事等）、リフレッシュ目的 | 6.2日 | 4.6日 |
| 冠婚葬祭、子どもの親の病気 | 3日 | 1日 |
| 就労 | 6.9日 | 12日 |
| 2. ない | 66.9% | 65.2% |

私用（買物、習い事、スポーツ、会合、美容院など）やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や子どもの親の病気、あるいは就労のため、一時預かりができる保育サービスの利用状況、利用希望についてお伺いします。

| | 未就学児 | 就学児 |
|-----------------------------|-------|-------|
| 1. 利用しており、現在の利用時間数を増やしたい | 2.9% | 0.2% |
| 2. 利用しており、現在の利用時間数を増やす希望はない | 4.2% | 0.6% |
| 3. 条件（預かり時間・料金等）があれば利用したい | 28.3% | 19.2% |
| 4. 利用希望はない | 51.4% | 60.4% |
| 5. 制度を知らない | 11.5% | 14.9% |

保育サービスを利用している保護者の方にお伺いします。この1年間に、お子さんが病気やケガで通常の保育サービスが利用できなかったことはありますか。

| | 未就学児 | 就学児 |
|---------|-------|-------|
| 1. あった | 40.0% | 55.7% |
| 2. なかった | 30.2% | 37.7% |

この1年間の、お子さんが病気やケガで通常の保育サービスが利用できなかった場合の対処方法と、仕事を休んだ日数はどれくらいありましたか。

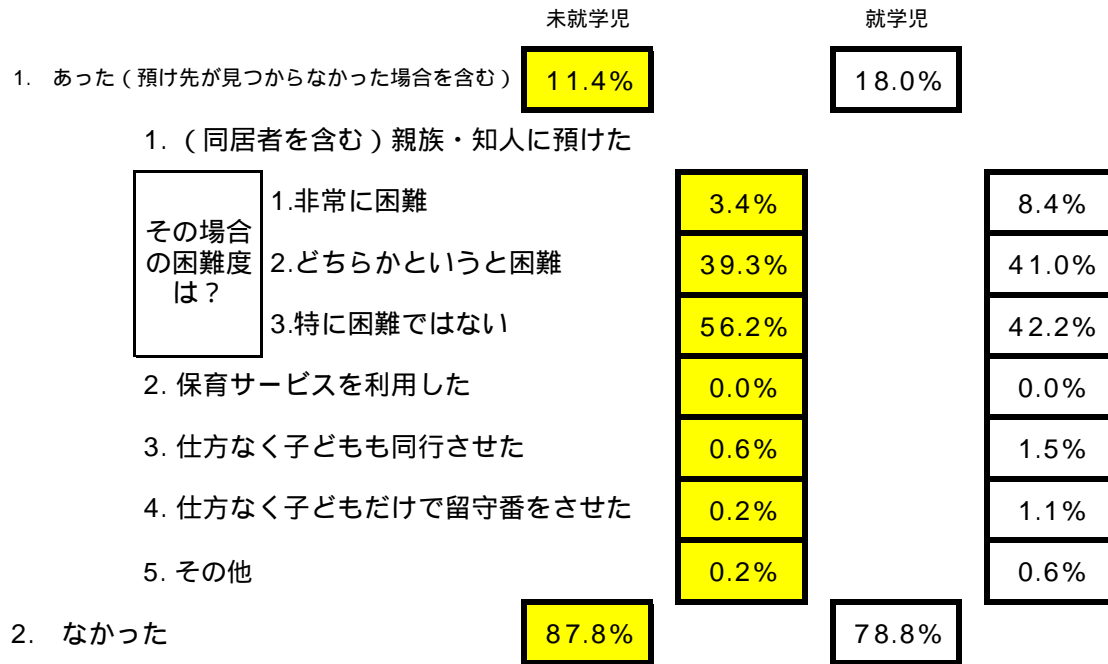
| | 未就学児 | (平均) | 就学児 | (平均) |
|-----------------------|-------|------|-------|------|
| 1. 父親が休んだ | 10.2% | 4.5日 | 14.0% | 4.2日 |
| 2. 母親が休んだ | 30.4% | 8.6日 | 54.7% | 4.5日 |
| 3. (同居者を含む) 親族・知人に預けた | 19.7% | 9.1日 | 30.0% | 4.1日 |

「父親または母親が休んだ」、「親族・知人に預けた」欄に回答された方に伺います。その際、できれば施設に預けたいと思われた日数はどれくらいありますか。

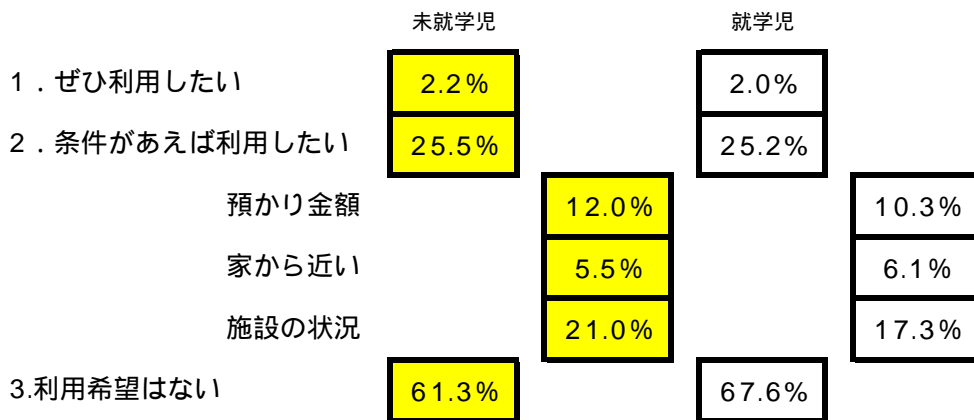
| | | |
|--------------|------|------|
| できれば施設等に預けたい | 2.7日 | 0.6日 |
|--------------|------|------|

| | | | | |
|--------------------------|------|-------|-------|------|
| 4. 就労していない保護者がみた | 7.8% | 11.9日 | 34.2% | 4.3日 |
| 5. 病児・病後児の保育サービスを利用した | 2.4% | 5.1日 | 0.0% | 0日 |
| 6. ベビーシッターを頼んだ | 0.0% | 0日 | 0.0% | 0日 |
| 7. ファミリー・サポート・センターにお願いした | 0.1% | 3日 | 0.3% | 1日 |
| 8. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた | 0.4% | 0日 | 7.8% | 3.9日 |
| 9. その他 | 0.4% | 16日 | 2.0% | 2.5日 |

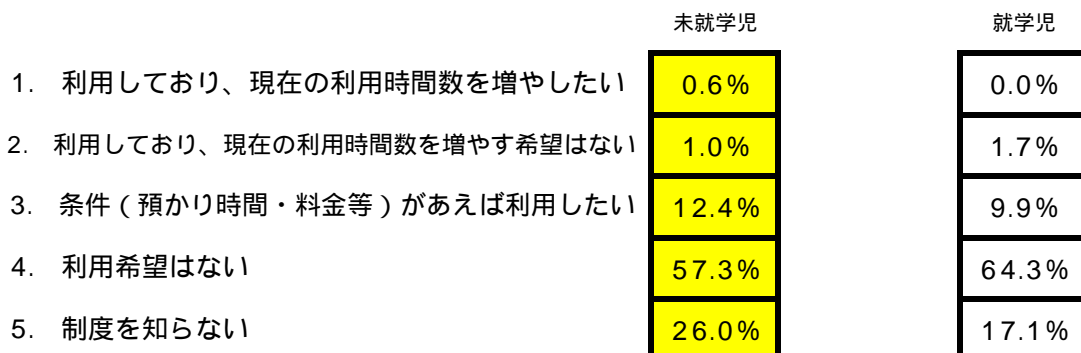
この1年間に、保護者の用事などにより、お子さんを泊まりがけで家族以外に預けなければならぬことはありましたか。



保護者の用事などにより、お子さんを泊まりがけで預けなければならなくなった場合、宿泊を伴う一時預かりをする施設があれば利用したいと思いますか。



ファミリー・サポート・センターを利用していますか



3. 未就学家庭のみの設問調査結果

お子さんの出産前後（前後それぞれ1年以内）に離職をしましたか。

- | | |
|----------------------|-------|
| 1. 離職した | 27.3% |
| 2. 継続的に働いていた（転職も含む） | 28.1% |
| 3. 出産1年前にすでに働いていなかった | 29.8% |

仕事と家庭の両立を支援する保育サービスや環境が整っていたら、就労を継続しましたか。次の中から、あなたのお考えにもっとも近い答えの番号に1つだけをつけてください。

- | | |
|--|-------|
| 1. 保育サービスが確実に利用できる見込みがあれば、継続して就労していた | 7.0% |
| 2. 職場において育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けやすい環境が整っていれば、継続して就労していた | 32.6% |
| 3. 保育サービスと職場の両立支援環境がどちらも整っていれば、継続して就労していた | 17.0% |
| 4. 家族の考え方（親族の理解が得られない）等就労する環境が整っていない | 5.7% |
| 5. いずれにしてもやめていた | 55.7% |
| 6. その他 | 14.3% |

封筒のあて名のお子さんの現在の保育サービスの利用の有無についてお伺いします。日頃、定期的にお子さんを預けるサービスを利用していますか。

- | | |
|------------|-------|
| 1. 利用している | 59.1% |
| 2. 利用していない | 40.0% |

お子さんは、現在、どのような子育て支援サービスを利用していますか。不定期に利用されるものも含めてお答えください。次の中から、利用されているものすべてに をつけてください。

【日中の定期的保育】

| | |
|---------------------------|-------|
| 1. 認可保育所 | 71.7% |
| 2. 家庭的な保育（保育ママ） | 0.2% |
| 3. 事業所内保育施設 | 2.6% |
| 4. 自治体の認証・認定保育施設 | 1.8% |
| 5. 認定こども園【共通利用時間みの保育の利用】 | 0.8% |
| 6. 認定こども園【共通利用時間以上の保育の利用】 | 0.0% |
| 7. その他の保育施設 | 1.0% |
| 8. 幼稚園（通常の就園時間） | 20.3% |
| 9. 幼稚園の預かり保育 | 5.6% |
| 10. ベビーシッター | 0.0% |
| 11. ファミリー・サポート・センター | 1.2% |

利用されている理由についてお伺いします。主な理由の番号を1つだけ選んで をつけてください。

お子さんの身の回りの世話を主にしている方が

| | |
|---------------------------|-------|
| 1. 現在就労している | 38.6% |
| 2. 就労予定がある / 求職中である | 3.0% |
| 3. 家族・親族などを介護しなければならない | 0.8% |
| 4. 病気や障害を持っている | 0.2% |
| 5. 学生である | 0.0% |
| 6. 1～5までの事情はないが、子どもの教育のため | 11.3% |
| 7. その他 | 3.4% |

保育サービスを利用していない理由は何ですか。

| | |
|------------------------------------|-------|
| 1. (子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で) 必要がない | 44.5% |
| 2. 子どもの祖父母や親戚の人がみている | 12.2% |
| 3. 近所の人や父母の友人・知人がみている | 0.0% |
| 4. 預けたいが、保育サービスに空きがない | 3.0% |
| 5. 預けたいが、経済的な理由でサービスを利用できない | 8.0% |
| 6. 預けたいが延長・夜間等の場所や時間帯の条件が整わない | 1.5% |
| 7. 預けたいが、サービスの質や場所など、納得できるサービスがない | 1.2% |
| 8. 子どもがまだ小さいため。 | 18.4% |

(歳くらいになったら預けようと考えている)

| | |
|--------|-------|
| 1歳 | 14.5% |
| 2歳 | 16.1% |
| 3歳 | 43.5% |
| 4歳 | 12.9% |
| 5歳 | 8.1% |
| 9. その他 | 6.2% |

お子さんに関して、今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは、（利用日数・回数や利用時間が）足りていないと思う保育サービスはどれですか。現在就労していないが、今後就労希望のある方は、就労した場合を想定してお答えください。次の中からあてはまる答えの番号を選んでをつけてください。

【日中の定期的保育】

| | |
|---------------------------|-------|
| 1. 認可保育所 | 27.3% |
| 2. 家庭的な保育（保育ママ） | 1.7% |
| 3. 事業所内保育施設 | 10.4% |
| 4. 自治体の認証・認定保育施設 | 2.4% |
| 5. 認定こども園【共通利用時間のみの保育の利用】 | 12.3% |
| 6. 認定こども園【共通利用時間以上の保育の利用】 | 1.2% |
| 7. その他の保育施設 | 0.2% |
| 8. 幼稚園（通常の就園時間） | 17.4% |
| 9. 幼稚園の預かり保育 | 17.8% |
| 10.延長保育 | 9.3% |
| 11. ベビーシッター | 1.9% |
| 12. ファミリー・サポート・センター | 4.9% |
| 13. 一時預かり | 14.4% |
| 14.病児・病後児保育 | 26.6% |
| 15. 特にない | 14.4% |

サービスを利用したいと考えている理由はどのようなことですか。

| | |
|----------------------------------|-------|
| お子さんの身の回りの世話を主にしている方が | |
| 1. 現在就労している | 13.6% |
| 2. 現在就労しているが、もっと日数や時間を増やしたい | 2.4% |
| 3. 就労予定がある / 求職中である | 3.2% |
| 4. そのうち就労したいと考えている | 11.5% |
| 5. 就労していないが、子どもの教育などのために子どもを預けたい | 4.4% |
| 6. 家族・親族などを介護しなければならない | 0.7% |
| 7. 病気や障害を持っている | 0.1% |
| 8. 学生である / 就学したい | 0.0% |
| 9. その他 | 3.2% |

今後の利用希望についてお伺いします。
1日あたり何時間（何時から何時まで）保育サービスを希望しますか。

保育園の延長保育

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 6時から | 3.3% | 7時から | 15.6% |
| 19時まで | 40.0% | 21時まで | 5.6% |
| 20時まで | 14.4% | 22時まで | 1.1% |

幼稚園の延長保育

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 7時から | 2.2% | | |
| 15時まで | 12.9% | 18時まで | 19.9% |
| 16時まで | 15.6% | 19時まで | 5.4% |
| 17時まで | 24.7% | 20時まで | 0.5% |

一時預かり

| | | | |
|-----------|-------|------------|------|
| 7時から18時まで | 1.9% | 9時から19時まで | 1.0% |
| 7時から19時まで | 1.9% | 10時から14時まで | 2.9% |
| 8時から17時まで | 6.7% | 10時から15時まで | 3.8% |
| 8時から18時まで | 8.7% | 10時から16時まで | 1.0% |
| 9時から12時まで | 4.8% | 10時から17時まで | 1.0% |
| 9時から13時まで | 1.9% | 11時から15時まで | 1.0% |
| 9時から14時まで | 1.0% | 13時から16時まで | 1.0% |
| 9時から15時まで | 5.8% | 13時から17時まで | 1.0% |
| 9時から16時まで | 3.8% | 17時から19時まで | 1.0% |
| 9時から17時まで | 14.4% | 17時から21時まで | 1.0% |
| 9時から18時まで | 2.9% | | |

病児・病後児保育

| | | | |
|-----------|-------|------------|------|
| 7時から12時まで | 0.6% | 8時から19時まで | 1.8% |
| 7時から13時まで | 0.6% | 8時から20時まで | 0.6% |
| 7時から16時まで | 0.6% | 9時から15時まで | 1.2% |
| 7時から18時まで | 3.0% | 9時から16時まで | 3.0% |
| 7時から19時まで | 3.0% | 9時から17時まで | 9.5% |
| 8時から13時まで | 0.6% | 9時から18時まで | 4.1% |
| 8時から14時まで | 1.2% | 10時から13時まで | 0.6% |
| 8時から16時まで | 2.4% | 10時から16時まで | 0.6% |
| 8時から17時まで | 11.2% | 10時から17時まで | 0.6% |
| 8時から18時まで | 15.4% | | |

お子さんについて、母親又は父親が育児休業制度を利用なさいましたか。

| | |
|------------------|-------|
| 1. 母親が利用した | 25.6% |
| 2. 父親が利用した | 0.4% |
| 3. 母親と父親の両方が利用した | 0.0% |
| 4. 利用しなかった | 70.7% |

育児休業から復帰なさったとき、お子さんの月齢は何ヶ月でしたか。

| | | | | | |
|------|------|------|-------|------|------|
| 2ヶ月 | 0.9% | 11ヶ月 | 13.7% | 20ヶ月 | 0.5% |
| 3ヶ月 | 3.2% | 12ヶ月 | 29.7% | 21ヶ月 | 0.5% |
| 4ヶ月 | 3.2% | 13ヶ月 | 3.2% | 22ヶ月 | 1.4% |
| 5ヶ月 | 1.8% | 14ヶ月 | 1.8% | 23ヶ月 | 0.5% |
| 6ヶ月 | 5.0% | 15ヶ月 | 3.2% | 24ヶ月 | 2.3% |
| 7ヶ月 | 2.7% | 16ヶ月 | 0.9% | 26ヶ月 | 0.5% |
| 8ヶ月 | 3.7% | 17ヶ月 | 0.5% | 34ヶ月 | 0.5% |
| 9ヶ月 | 2.7% | 18ヶ月 | 1.4% | 36ヶ月 | 0.5% |
| 10ヶ月 | 5.9% | 19ヶ月 | 0.5% | | |

育児休業明けに、希望する保育サービスをすぐ利用できましたか。

| | |
|---------------------|-------|
| 1. 育児休業期間を調整せずにできた | 53.4% |
| 2. 育児休業期間を調整したのでできた | 15.5% |
| 3. できなかった | 2.8% |
| 4. 希望しなかった | 4.2% |

「2. 育児休業期間を調整したのでできた」を選ばれた方にお伺いします。育児休業明けに希望する保育サービスが確実に利用できたとしたら、育児休業は実際に取得した期間と変わりましたか。

| | |
|----------|-------|
| 1. 変わらない | 17.6% |
| 2. 長くした | 44.1% |
| 3. 短くした | 35.3% |

「3. できなかった」を選ばれた方にお伺いします。どのように対応されましたか。

| | |
|---------------------|-------|
| 1. 希望とは違う認可保育所を利用した | 8.3% |
| 2. 事業所内の保育サービスを利用した | 8.3% |
| 3. 上記以外の保育サービスを利用した | 8.3% |
| 4. 家族等にみてもらうことで対応した | 58.3% |
| 5. 仕事を辞めた | 20.8% |

お子さんについて、小学校入学以降の放課後の過ごし方について、放課後児童クラブを利用したいと思いますか。

| | | | | | |
|------------|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1. 利用したい | 26.2% | | | | |
| 週1日 | 0.5% | 週3日 | 12.2% | 週5日 | 58.4% |
| 週2日 | 2.7% | 週4日 | 5.9% | 週6日 | 13.1% |
| 2. 利用予定はない | 21.9% | | | | |

4. 就学児家庭のみの設問調査結果

お子さんについて、現在、放課後児童クラブを利用していますか。

| | |
|------------|-------|
| 1. 利用している | 21.2% |
| 2. 利用していない | 75.7% |

「1. 利用している」を選ばれた方にお伺いします。お子さんについて、放課後児童クラブの利用日数はどれくらいですか。また、利用していらっしゃる理由について、あてはまる答えの番号に1つだけをつけてください。

| | | | | | |
|-----|------|--------|-------|--------|-------|
| 週1日 | 1.7% | 週3回 | 4.3% | 週5回 | 74.4% |
| 週2回 | 2.6% | 週4回 | 6.0% | 週6回 | 7.7% |
| その他 | 0.9% | | | | |
| | | 土日利用有り | 20.5% | 土日利用無し | 73.5% |

お子さんの身の回りの世話を主にしている方が

| | |
|------------------------|-------|
| 1. 現在就労している | 90.6% |
| 2. 就労予定がある / 求職中である | 2.6% |
| 3. 家族・親族などを介護しなければならない | 0.0% |
| 4. 病気や障害を持っている | 0.9% |
| 5. 学生である | 0.0% |
| 6. その他 | 1.7% |

「2. 利用していない」を選ばれた方にお伺いします。利用していない理由について、もっともあてはまる答えの番号に1つだけをつけてください。

お子さんの身の回りの世話を主にしている方が

| | |
|--|-------|
| 1. 現在就労していないから | 36.5% |
| 2. 就労しているが、放課後児童クラブを知らなかったから | 0.0% |
| 3. 就労しているが、近くに放課後児童クラブがないから | 3.8% |
| 4. 就労しているが、放課後児童クラブに空きがないから | 1.2% |
| 5. 就労しているが、放課後児童クラブの開所時間が短いから | 1.0% |
| 6. 就労しているが、利用料がかかるから | 7.9% |
| 7. 就労しているが、子どもは放課後の習い事をしているから | 2.6% |
| 8. 就労しているが、放課後の短時間ならば、子どもだけでも大丈夫だと思うから | 9.6% |
| 9. 就労しているが、他の施設に預けているから | 0.0% |
| 10. その他 | 32.1% |

「2. 利用していない」を選ばれた方にお伺いします。お子さんについて、今後、放課後児童クラブを利用したいとお考えですか。あてはまる答えの番号に1つをつけてください。

1. 利用したい

17.7%

| | | | | | |
|-----|------|--------|-------|--------|-------|
| 週1日 | 5.4% | 週3回 | 23.0% | 週5回 | 40.5% |
| 週2回 | 8.1% | 週4回 | 2.7% | 週6回 | 5.4% |
| 週7日 | 2.7% | | | | |
| | | 土日利用有り | 43.2% | 土日利用無し | 44.6% |

2. 今後も利用しない

61.0%

今後放課後児童クラブを利用したい理由について、もっともあてはまる答えの番号に1つだけをつけてください。

お子さんの身の回りの世話を主にしている方が

| | |
|------------------------------|-------|
| 1. 現在就労している | 39.2% |
| 2. 就労予定がある / 求職中である | 8.1% |
| 3. そのうち就労したいと考えている | 25.7% |
| 4. 家族・親族などを介護しなければならない | 2.7% |
| 5. 病気や障害を持っている | 1.4% |
| 6. 学生である / 就学したい | 0.0% |
| 7. 就労していないが、子どもの教育などのために預けたい | 6.8% |
| 8. その他 | 13.5% |

地域によっては、放課後児童クラブと連携して行うサービスとして『放課後子ども教室』がありますが、その利用意向はありますか。

| | |
|---------------|-------|
| 1. 意向がある | 15.8% |
| 週1日 | 23.0% |
| 週2回 | 26.4% |
| 週3回 | 21.8% |
| 週4回 | 4.6% |
| 週5回 | 18.4% |
| 週6回 | 1.1% |
| 2. 意向がない | 38.5% |
| 3. 対象のサービスがない | 27.4% |

小学4年生以降の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか。

1. 放課後児童クラブを利用したい

15.4%

小学3年まで利用したい

1.2%

小学5年まで利用したい

10.6%

小学4年まで利用したい

10.6%

小学6年まで利用したい

75.3%

2. 放課後子ども教室を利用したい

14.2%

3. クラブ活動など習い事をさせたい

24.9%

4. 利用を希望するサービスは特にない

33.4%

5. その他

9.1%

津山市子育て支援行動計画策定委員会設置要綱

平成 16 年 6 月 1 日

津山市告示第 45 号

改正 平成 20 年 3 月 25 日告示第 155 号 平成 21 年 7 月 1 日告示第 54 号

(目的)

第1条 この要綱は、21 世紀を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを地域の
実情に応じて推進することをめざして、津山市子育て支援行動計画を策定するため設
置する津山市子育て支援行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び
運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、津山市子育て支援行動計画に関し、市長の諮問に応じて審議し、そ
の結果を市長に答申するものとする。

(委員)

第3条 委員会は委員 14 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長
が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 各種関係団体を代表する者

(3) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでとする。ただし、公職にあ
ることにより委嘱された委員の任期は、その公職にある期間とする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれの委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が召集し、その議長となる。

2 委員会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又
は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども保健部こども企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委
員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、公示の日から施行する。

津山市子育て支援行動計画策定委員名簿

| 氏 名 | 所 属 | 備 考 |
|--------|----------------------------------|------|
| 石飛 猛 | 美作大学 准教授 | 委員長 |
| 磯山 優子 | 津山市立幼稚園PTA連絡協議会 副会長 | |
| 内田 敏子 | 津山児童相談所 所長 | |
| 大山 光 | 津山市児童クラブ連絡協議会 会長 | |
| 黒田 隆士 | 連合岡山・美作地域協議会 議長 | |
| 土居 敦子 | 津山市保育園父母の会連合協議会 会長 | |
| 中村 敬三 | 津山市保育協議会 会長 | |
| 長江 真理子 | 特定非営利活動法人 みる・あそぶ・そだつ津山子ども広場 代表理事 | |
| 仁木 潤 | 津山市社会福祉協議会 地域福祉課長 | |
| 藤本 貴子 | 津山市愛育委員連合会 会長 | 副委員長 |
| 三村 純一 | 津山市立幼稚園長会 | |
| 八木 恵三子 | 津山市民生委員児童委員連合協議会 主任児童委員部会長 | 副委員長 |
| 山田 雄二 | 津山市小学校校長会 | |

津こ企第 96 号
平成 21 年 8 月 10 日

津山市子育て支援行動計画策定委員会
会長 石 飛 猛 殿

津山市長 桑 山 博 之

津山市子育て支援行動計画案について（諮問）

次世代育成支援対策推進法に基づく津山市子育て支援行動計画案の次の項目
について、貴策定委員会の意見を求めたく諮問いたします。

- 1、 地域における子育て支援事業
- 2、 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- 3、 子どもの成長に資する教育環境の整備
- 4、 子育てを支援する生活環境の整備
- 5、 職業生活と家庭生活との両立の推進
- 6、 子どもの安全等の確保
- 7、 要保護児童への対応等

平成22年3月16日

津山市長 宮地昭範 殿

津山市子育て支援行動計画策定委員会
会長 石飛 猛

津山市子育て支援行動計画案について（答申）

平成21年8月10日付、津こ企第96号で諮問のあった、次世代育成支援対策推進法に基づく津山市子育て支援行動計画案（後期計画）について、慎重に審議した結果は別添のとおりであります。

本計画案の趣旨が生かされ、着実に実行されることを要望し、次の意見を付して答申します。

記

- 1、子育ての第一義的な責任は父母その他の保護者にあり、「子育ての基本は家庭」であることは明白です。しかし、次世代育成は一家庭だけの問題ではなく、地域全体、社会全体で取り組まなければならない問題です。そのためには、行政が先頭となり家庭、地域、学校、事業者、関係機関等が密接な連携と協力を図りながら役割を分担し、計画を推進されることを要望します。
- 2、計画の推進にあたっては、数値目標の達成に努めてください。また、さまざまな事業を実施することによってもたらされる成果の把握にも努め、満足度など利用者の視点に立った点検・評価を定期的に行うこと、また必要であれば、国の動向をふまえ施策を改善されることを要望します。

津山市次世代育成支援庁内推進会議設置要綱

平成 21 年 6 月 1 日

津山市訓令第 22 号

改正 平成 22 年 3 月 1 日訓令第 1 号

(目的及び設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)に基づき、次世代育成支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、津山市次世代育成支援庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議の所掌する事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 次世代育成支援行動計画の策定及び施策の推進に関すること。
- (2) 次世代育成支援に関する施策の進行管理及び評価に関すること。
- (3) 前 2 号のほか目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長はこども保健部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副会長は教育次長をもって充て、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は総合政策室長、危機管理課長、人権啓発課長、財政課長、環境生活課長、生活福祉課長、障害福祉課長、スポーツ課長、こども企画課長、こども課長、健康増進課長、産業支援課長、文化振興課長、農業振興課長、森林課長、土木課長、都市計画課長、公園緑地課長、建築住宅課長、協働推進課長、生涯学習課長、学校教育課長、学校給食課長、健全育成課長をもって充てる。

(会議)

第 4 条 推進会議の会議は、会長が必要と認めたときに召集し、これを主宰する。

- 2 推進会議の会議において必要と認めたときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第 5 条 推進会議に付すべき事案の調整並びに調査及び研究を行うため、推進会議の補助機関として作業部会を置く。

- 2 作業部会員は推進会議員が属する部署の職員をもって充てる。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、こども保健部こども企画課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は訓令の日から施行する。

津山市子育て支援行動計画（後期計画）

策 定 平成22年3月

編集・発行 津山市こども保健部こども企画課

〒708-8501

岡山県津山市山北520番地

TEL 0868(32)7027 FAX 0868(32)2161

e-mail kokikaku@city.tsuyama.okayama.jp